

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1111
事業概要 (PLAN)	評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
基本目標	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○				
施策の方向	1 DV等の暴力を許さない社会づくり				
事業番号/事業名	1111 人権啓発事業				
事業内容	人権講演会、キャンペーン、啓発映画、FM あまがさきスポット放送等を実施し、女性の人権をはじめ、多様化する人権問題について正しく認識し、人権を尊重する感性や人権感覚が身に付くような事業展開に努める。				
30年度に向けた方向性 (PLAN)	評価2 (CHECK) 数値目標 【課題】 一人ひとりが人権問題を自分自身の身近な問題として考える必要があるため、継続した取組みが必要である。 【今後の方向性】 女性の人権をはじめ、多様化する人権問題について正しく認識し、人権を尊重する感性や人権感覚が身に付くような事業展開に努める。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	【FMスポット放送】(各3分)、放送時間(目安):【平日】9:25 15:25 18:15【土日】11:45 15:50 18:05 ※日によって放送時間は異なる 4月:新年度、5月:子ども、6月:女性、7月:ホームレス、8月:外国人、9月:高齢者の人権、10月:障がい者の人権、11月:人権週間、12月:インターネット、1月:性的マイノリティ、2月:同和問題、3月:人身取引 【じんけんを考える市民のつどい】 目的:市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発及び早期解決に向けて実施している。 テーマ:「あきらめない心」 講師:伊藤 真波氏(日本初義手の看護師、北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表) 【人権の花】 目的:花の苗、花の種子、球根などを学生や児童等が協力し合って育てることを通じ、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感することの中で人権尊重思想を育み、情操をより豊かにすることを目的とする。(花苗:尼崎市の草花「ペコニア」) 中学校:小田、立花 小学校:中央、竹谷、長洲、武庫北、園和北 幼稚園:立花 【人権問題啓発巡回映画会】 映画「あした咲く」内容:「女性の人権」ともに輝ける社会をめざして ①6月1日(金)~3月11日(月)まで ②市内公民館等(114回) ③参加者数:3,787人				
30年度	評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
30年度	課題 (CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
30年度	FMスポット放送を毎月第3月曜日から7日間1日3回実施しているが、より多くの市民に周知するため、時宜をとらえたテーマを選定し、多くの人に啓発を届ける必要である。人権問題啓発巡回映画については、地道な巡回活動は必要。				
30年度	今後の方向性 (ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
30年度	31年度も引き続き、多様なテーマを扱い継続的に取り組む。				

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1112												
事業概要 (PLAN)	<p>基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶</p> <p>方針 1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○</p> <p>施策の方向 1 DV等の暴力を許さない社会づくり</p> <p>事業番号/事業名 1112 人権教育・啓発推進事業</p> <p>事業内容 人権啓発推進員の会議や研修会において、同和問題をはじめとし、多様化する人権問題を取り上げ、学習することで、地域における市民の人権意識の高揚を図るためのリーダーを育成する。</p> <p>30年度に向けた方向性 (PLAN) <small>【課題】</small> ・研修会及び会議への出席率はやや増加しているが、推進員の資質向上に資するため、教育分野で活動している人権啓発推進リーダーやオピニオンリーダーとの更なる連携を図る必要がある。 ・人権啓発推進員が各地域において自主的に活動を行えるよう、取組みを進める必要がある。 <small>【今後の方向性】</small> ・平成30年度より、同事業を従前より人権問題全般に関する啓発に取り組んでいる尼崎人権啓発協会へ事業委託し、人権啓発活動を推進するため、引き続き取組みを進める。 ・人権啓発推進員の資質向上に資するため、教育分野で活動している人権啓発リーダーやオピニオンリーダーと連携し、交流を図る。人権啓発推進員の活動を市民に広く周知するための「じんけん啓発推進員だより」については引き続き定期的に発行を行う。</p>																
評価1	<p>(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか</p> <p>実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓</p>																
評価2	<p>(CHECK) 数値目標</p> <p>目標項目</p> <table border="1"> <tr> <td>目標・実績</td> <td>目標値</td> <td>達成年度</td> <td>年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度</td> </tr> <tr> <td>実績の評価</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>達成している</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>下回った</td> <td>備考</td> </tr> </table>					目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度	実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度												
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考												
実施内容 (DO)	<p>※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。</p>																
30年度	<p>・人権啓発推進員研修会 12回/年 4/26「ジェンダー(社会的性差)意識はつくられる」(講師:人権啓発推進企画員・中川喜代子 推進員18人中受講者15人) 現代においても残る女性に対する社会的性差について学習と意見交換を行った。 ・人権啓発推進員会議 5回/年 2/14「子どもの権利条約と児童労働」(講師:人権啓発推進企画員・中川喜代子 推進員18人中受講者11人) 子どもの権利条約と児童労働について説明があり、子どもの虐待の定義や児童福祉法第25条にある通告義務について学習した。 ・人権啓発推進員が地域の身近な啓発リーダーとしてより広く認知されるように、推進員の活動を市民にアピールするための「じんけん啓発推進員だより」を作成し、周知を図った。</p>																
前年29年度	<p>・人権啓発推進員研修会 10回/年 9/28「児童虐待について」(講師:尼崎市生活支援相談課・春名孝志 推進員18人中受講者14人) 児童虐待の現状と兵庫県をはじめ行政間での取組み状況について学習した。 2/22「チョコレートと児童労働について」(講師:人権啓発推進企画員・中川喜代子 推進員18人中受講者14人) 世界における児童労働問題について学習。 ・人権啓発推進員会議 5回/年 地域における人権啓発活動について協議を行った。 ・人権啓発推進員が地域の身近な啓発リーダーとしてより広く認知されるように、推進員の活動を市民にアピールするための「じんけん啓発推進員だより」を作成し、周知を図った。</p>																
評価3	<p>(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容</p> <p>男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について</p>																
課題	<p>(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。</p>																
今後の方向性	<p>(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。</p>																
備考	<p>研修会及び会議への出席率は減少傾向にあるため、推進員の積極的な参加を促すとともに、人権啓発推進リーダーやオピニオンリーダーへ周知し更なる連携をはかる。</p> <p>平成30年度から同事業を尼崎人権啓発協会へ事業委託し人権啓発活動を推進するために取り組んだ。引き続き多様な人権問題を扱った研修により、人権啓発活動を進める。</p>																

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1113		
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶	実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 <input type="checkbox"/>						
施策の方向	1 DV等の暴力を許さない社会づくり						
事業番号/事業名	1113 配偶者等からの暴力等の女性に対するあらゆる暴力の問題についての啓発	を入れてください					
事業内容	女性に対するあらゆる暴力根絶のために講座を実施するとともに、被害者の回復プログラム等について分かりやすく情報提供を行う。	評価2 (CHECK) 数値目標					
30年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】 【女性センター】「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座 & 語り合い」は加東市など遠方の他市から受講もあり、女性センターで講座を開催する意義は大きいと考えているが、必要な人に広報が届くようことが課題である。 【今後の方向性】 ・気づきと回復の講座は緊張する講座なので、リラックスのためのちょっとしたお菓子や癒しのため工作等に参加費を徴収していたが、お菓子はなくし、癒しのための材料費は女性センターで予算にあげ、完全に無料にして講座を行い参加しやすくする。またチラシの工夫、配暴センターや他の団体にも講座内容や参加後の効果を丁寧に説明することも含め、連携しながら今後とも積極的に取り組んでいく。 ・男女共同参画週間事業、フォーラム、DV週間などの強化週間に合わせて、広く市民の目に留まるギャラリー展やブックフェアを通じて根絶のための啓発に努める。	目標項目					
参考	関連する計画	目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。	実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
30年度	別紙参照	評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
			男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
前年	別紙参照	課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
29年度	別紙参照	今後の方向性 (ACTION)	※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
		【女性センター】	「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座 & 語り合い」は必要な人に届く広報と、受講後の的確な情報提供等のフォローが一人一人違い難しい。				
		【女性センター】	・気づきと回復の講座は、緊張、フラッシュバック、さまざまに気持ちに揺り動くので、講座終了時には現実に戻るクロージングを丁寧に行っていく。職員が的確な情報提供に努める。またチラシの工夫、配暴センターや他の団体にも講座内容や参加後の効果を丁寧に説明することも含め、連携しながら今後とも積極的に取り組んでいく。 ・男女共同参画週間事業、フォーラム、DV週間などの強化週間に合わせて、広く市民の目に留まるギャラリー展やブックフェアを通じて根絶のための啓発に努める。				

3 別紙

実施内容	
30 年度	<p>【女性センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座 & 語り合い」全15回を開催。(講師:NPO法人フェミニストカウンセリング神戸・スタッフ、受講者のべ 102人、対象:DV被害に遭った女性) ・じんけんスタディツアー「子どもが性暴力被害に遭った時」(講師:田口奈緒、受講者数:46人) ・「デートDV防止セミナー出前講座事業」を実施。 <p>(市内中学校6校、高校1校、市内大学3校、学習支援団体等にテレビエ職員を派遣 受講者のべ1,745人 ※若年層を対象としたデートDVの啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園田学園女子大学地域連携として、園田学園女子大学の学生(16人)を対象に、通年30コマのなかで「DV・デートDV」などの講義を行った。 ・ギャラリー展で広く市民に啓発した。「性暴力被害者支援センターについて」「デートDV防止カード・ポスター」 ・ブックフェア「パープルリボン 女性に対する暴力をなくす運動」 ・テレビエ入り口のテレビで誰でも見れるようにあらゆる暴力根絶のためのDVDを上映
前年 29 年度	<p>【女性センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座 & 語り合い」全15回を開催。(講師:NPO法人フェミニストカウンセリング神戸・スタッフ、受講者のべ 125人、対象:DV被害に遭った女性) ・「デートDV防止セミナー出前講座事業」を実施。 <p>(市内中学校4校、市内大学2校、学習支援団体等にテレビエ職員を派遣 受講者のべ1,085人 ※若年層を対象としたデートDVの啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園田学園女子大学地域連携として、園田学園女子大学の学生を対象に、通年30コマのなかで「DV・デートDV」などの講義を行った。 ・ギャラリー展で広く市民に啓発した。「DV防止展」「性暴力被害者支援センターについて」 ・ブックフェア「DV防止」 ・テレビエ入り口のテレビで誰でも見れるようにあらゆる暴力根絶のためのDVDを上映 <p>【地域総合センター上ノ島】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌6月号において「デートDVを知っていますか？」掲載

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1114			
事業概要 (PLAN)								
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶							
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援				重点方針 <input type="radio"/>			
施策の方向	1 DV等の暴力を許さない社会づくり							
事業番号/ 事業名	1114 DV・デートDV啓発講座の実施							
事業内容	教育委員会等と連携して、市内中学校・高校、地域団体・関係団体等に対して講座の実施や情報提供を行い、DV・デートDVについての啓発を行う。							
30年度に 向けた 方向性 (PLAN)	<small>【課題】</small> <small>【女性センター】</small> 【ダイバーシティ推進課】 <small>デートDV防止セミナー出前講座は回数をかさね定着しつつあり、実施回数も増えてきたが、依頼があってはじめて実施できる事業のため、出前講座の周知に工夫が必要と考えている。また、学校においては予算措置が難しい学校が多い。</small> <small>【今後の方向性】</small> <small>・出前講座の周知については、校長会にくわえて教頭会においても案内するとともに、学校が事業計画をたてる年度末の3月に案内するとともに、新年度の5月にも改めて案内するよう変更した。</small> <small>また、全校アンケートを実施し、どうしても予算措置が難しい学校については、限られた予算内ではあるが、講師謝礼を市が負担できるよう予算確保している。</small>							
参考	関連する計画							
実施内容	(DO) ※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。							
30年度	別紙参照							
前年 29年度	別紙参照							
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか							
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓							
を入れてください								
評価2	(CHECK) 数値目標							
目標項目	DV・デートDV啓発のための講師派遣回数							
目標・実績	目標値	年10回以上	達成年度	33年度	29年度	9回	30年度	11回
実績の評価	<input checked="" type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考			
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容							
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について							
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。							
	・依頼があってはじめて実施できる事業のため、出前講座の周知に工夫が必要と考えている。 ・学校においては予算措置が難しい学校が多い。 ・デートDV防止セミナー出前講座は回数をかさね定着しつつあり、実施回数も増えてきた。現在は1人の講師で対応しているが、マンパワーが足りなくなることが予想されるため、今後回数を増やしていくためには、講師を養成する必要がある。							
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。							
	・出前講座の周知については、校長会と教頭会においても案内し、学校が事業計画をたてる2月頃に案内するとともに、新年度の5月にも改めて案内している。 ・予算措置が難しい学校が多いため、女性センターが無料で出前講座を行うことができるよう、指定管理者の委託事業とすることとする。 ・女性センターにおいて「デートDV予防啓発支援員養成セミナー」を開催し、支援員を育成する。							

4 別紙

実施内容	
30 年度	<p>【女性センター】 ○みんなのサマーセミナー2018「デートDVってなに？」(講師:岩田さやか、受講者数:51人) ○2018あまがさき女性フォーラム ワークショップ3 大学生といっしょに考えるデートDV防止セミナー(運営:園田学園女子大学2回生・岩田 さやか、受講者数:17人) ○デートDV防止セミナー出前講座事業 【内容】尼崎市女性センター・テレビエ「デートDV防止セミナー出前講座事業」「デートDV～お互いを大切に作る関係とは～」を使用した、生徒対象のデートDVの啓発講座、「なくそうDV！」PTA対象の啓発講座 【講師】尼崎市女性センター・テレビエ 職員 【30年度実績】尼崎市市内中学校、大学等にて実施 計1,745人 ①7月11日 尼崎市立大庄北中学校3年生・教職員 180人 ②9月14日 尼崎市立園田東中学校3年生・教職員 205人 ③10月5日 尼崎市立武庫中学校2年生・教職員 150人 ④11月20日 兵庫県警ストーカー対策 園田学女子短期大生活文化科 1年・教職員 45人 ⑤12月 5日 尼崎市立武庫東中学校3年生・教職員 220人 ⑥12月11日 関西国際大学英語コミュニケーション科・教職員55人 ⑦12月19日 尼崎市立琴ノ浦高等学校全学年・教職員350人 ⑧1月 17日 関西国際大学教育福祉科・教職員 160人 ⑨2月 1日 尼崎市立 尼崎市立小田北中学校・教職員 160人 ⑩2月 27日 尼崎市立中央中学校2年生・教職員 200人 ⑪3月 23日 学習支援団体・中学生・高校生・大学生・学習支援者20人 * 中学校及び高校校長会において周知を行い、活用を促している ○園田学園女子大学地域連携 園田学園女子大学の2回生16人を対象に、通年30コマのなかで「DV・デートDV」などの講義を行った。 ○女性センターの入り口のテレビでは誰でも見れるようにデートDV防止のためのDVDを定期的上映している。</p>
前年 29 年度	<p>【女性センター】 ○デートDV防止セミナー出前講座事業 【内容】尼崎市女性センター・テレビエ「デートDV防止セミナー出前講座事業」「デートDV～お互いを大切に作る関係とは～」を使用した、生徒対象のデートDVの啓発講座、「なくそうDV！」PTA対象の啓発講座 【講師】尼崎市女性センター・テレビエ 職員 【29年度実績】尼崎市市内中学校、大学等にて実施 計1,085人 ①関西国際大学経営学科学生・教職員 50人 ②学習支援団体・中学生・高校生・大学生・学習支援者 20人 ③尼崎市立武庫東中学校3年生・教職員 245人 ④尼崎市立大庄北中学校3年生・教職員 165人 ⑤尼崎市立立花中学校3年生・教職員 185人 ⑥尼崎市立武庫中学校2年生・教職員 150人 ⑦園田学園女子短期大学生生活文化学科1年・教職員 60人 ⑧関西国際大学英語コミュニケーション学科学生・教職員 50人 ⑨関西国際大学教育福祉学科学生・教職員 160人 * 中学校及び高校校長会において周知を行い、活用を促している ○園田学園女子大学地域連携 園田学園女子大学の学生を対象に、通年30コマのなかで「DV・デートDV」などの講義を行った。 ○女性センターの入り口のテレビでは誰でも見れるようにデートDV防止のためのDVDを定期的上映している。</p>

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	教育委員会	課	学校教育課	事業番号	1115			
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか							
実施できた項目に	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓							
を入れてください								
評価2	(CHECK) 数値目標							
目標項目	デートDVの防止に向けた啓発を年1回以上取り組んだ市立中・高等学校の割合							
目標・実績	目標値	100%	達成年度	33年度	29年度	95% 中学校:17/18校 高校:3/3校	30年度	90% 中学校:17/18校 高校:2/3校
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input checked="" type="checkbox"/>	下回った	備考			
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容							
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について							
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。							
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。							

事業概要 (PLAN)						
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶					
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援				重点方針	<input type="radio"/>
施策の方向	1 DV等の暴力を許さない社会づくり					
事業番号/事業名	1115 デートDV防止に向けた啓発					
事業内容	・県教委リーフレット『わたしもあなたも大切に～知ってほしい「デートDV」～』等を活用し、デートDV防止に向けた啓発を図る。 ・デートDVについて、教職員一人ひとりが自他の人権感覚を磨き、よりよい環境づくりに努め、相談できる機関の情報提供を行う。					
30年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】 教育に係る人権課題は、複雑・多様化しており、各学校においては、対応に追われることもある。 【今後の方向性】 各校の実情に応じて、適切に研修を計画するとともに、教育活動全般を通して、児童生徒の人権感覚を磨く取組を継続していく。					
参考	関連する計画					
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。					
30年度	・市立小・中・高等学校において、デートDV防止や男女の性差に関する内容の取組や啓発を行った(小学校21校/41校、中学校17校/18校、高等学校2校/3校)。 ・具体的な取組としては、女性センターの講師や産婦人科医による児童生徒向けの出前授業や地域や保護者も対象に含めた講演会、ポスター掲示などが挙げられる。 ・学校の取組について把握し、さらなる意識醸成が図れるよう、全校に対し新たに様式を工夫し、アンケートを実施した。					
前年29年度	・市立小・中・高等学校において、デートDV防止や男女の性差に関する内容の取組や啓発を行った(小学校23校/41校、中学校17校/18校、高等学校3校/3校)。 ・具体的な取組としては、女性センターの講師や産婦人科医による児童生徒向けの出前授業や地域や保護者も対象に含めた講演会、ポスター掲示などが挙げられる。 ・学校の取組について把握し、さらなる意識醸成が図れるよう、全校に対し新たに様式を工夫し、アンケートを実施した。 <デートDV防止出前講座を受講した生徒の反応。アンケートより> 男女間の人間関係だけではなく友人関係についても自分なりに考える機会になった。暴力の種類について「こんなことが暴力になるとは知らなかった」「友人に同じようなことをしていた」と自分の言動を振り返って反省したり、「自分は精神的な暴力を特に受けやすいので、嫌なことを嫌と、はっきり言えるようになりたい」という感想もあった。「暴力の原因はストレスや怒りだけではなく特定の人に対して“この人には暴力をふるっていい”と自己選択をして暴力を振るっているということに驚いた」という感想も多く、また、「自分の機嫌は自分で取ろう」という講師の言葉について、自分の機嫌を人にとってもらっていた自分に気づき、自分で感情をコントロールしていきたい」という感想もあり、「暴力はどんなことがあっても許されない」という人権意識を持つ機会となった。					

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1116
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
を入れてください					
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				

事業概要 (PLAN)					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援				重点方針 <input type="radio"/>
施策の方向	1 DV等の暴力を許さない社会づくり				
事業番号/事業名	1116 関係諸機関による連携会議の開催				
事業内容	DV関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護から防止までの総合的な施策を推進するため、「尼崎市DV防止ネットワーク会議」を運営する。				
30年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】 DVについては各機関・団体内で解決するのが難しく、各機関・団体の連携が必要である。DV防止ネットワーク会議は構成機関が多く、全体的に共有したい課題や情報が議題になるため、例えば配偶者暴力相談支援センターと女性センターがどのように連携するかなど細かい具体的な話がしにくい部分がある。 【今後の方向性】 DV関係機関・団体が相互に連携し被害者支援がスムーズに行えるよう、少数の団体・機関(配偶者暴力相談支援センターと女性センター、警察と女性センターなど)のみで顔合わせの場やDV防止ネットワーク会議等を行い具体的な連携の仕方などを話し合う場を設ける。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護・救済から防止までの総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成15年に「尼崎市DV防止ネットワーク会議」を設置し、情報交換・連携を推進している。また、「尼崎市DV防止ネットワーク会議(実務者会議)」では、庁内の関係課による調整・連携を推進していく。 尼崎市DV防止ネットワーク会議 ○全体会 1回開催 平成31年3月18日 13人出席 ○実務者会 1回開催 平成31年2月14日 21人出席 内容:「第2次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」素案についての協議、尼崎市保健福祉センター新設についての情報共有 ・29年度より、情報活用・公開担当を会議メンバーに追加し、マイナンバーの情報共有の強化を図ることとした。 DV防止ネットワーク会議としては位置付けていないが、配偶者暴力相談支援センターと女性センターの顔合わせを行い、具体的にどのように連携するか話し合った。				
前年29年度	関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護・救済から防止までの総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成15年に「尼崎市DV防止ネットワーク会議」を設置し、情報交換・連携を推進している。また、「尼崎市DV防止ネットワーク会議(実務者会議)」では、庁内の関係課による調整・連携を推進していく。 尼崎市DV防止ネットワーク会議 ○全体会 2回開催 平成29年7月7日 14人出席、平成29年10月12日 12人出席(関係機関・支援団体は14機関) ○実務者会 1回開催 平成29年10月16日 16人出席(関係機関・支援団体は19機関) 内容:「第2次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」素案についての協議、尼崎市保健福祉センター新設についての情報共有 ・29年度より、情報活用・公開担当を会議メンバーに追加し、マイナンバーの情報共有の強化を図ることとした。 DV防止ネットワーク会議としては位置付けていないが、配偶者暴力相談支援センターと女性センターの顔合わせを行い、具体的にどのように連携するか話し合った。				

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

事業概要 (PLAN)	
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○
施策の方向	1 DV等の暴力を許さない社会づくり
事業番号/ 事業名	1117 尼崎市要保護児童対策地域協議会の実施
事業内容	尼崎市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報交換・連携強化等を図り、虐待児童等要保護児童の早期発見・早期対応に努める
30年度に 向けた 方向性 (PLAN)	【課題】 ・児童虐待の防止や早期発見・早期対応のために、関係機関職員の虐待発見の視点や対応レベルの向上が必要である。 ・児童虐待の相談・通告先を周知し、児童虐待防止推進に対する市民の関心を高める必要がある。 ・要保護児童対策地域協議会のケース数が多く、適切な時期での再評価を行う仕組みをつくる必要がある。 【今後の方向性】 ・児童虐待の防止や早期発見・早期対応のため、関係機関職員の虐待発見の視点や対応レベルの向上に向けた研修会を開催する。 ・要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との緊密な連携・協力のもと適切な支援に努める。 ・児童虐待の相談・通告先を周知し、児童虐待防止推進に対する市民の関心を高める啓発活動を継続して実施する。 ・要保護児童対策地域協議会の管理ケース数が増えているため、新規ケースの計上時の見極めを定期的に実施するとともに、適切な時期に再評価を行う仕組みをつくる。
参考	関連する計画
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。
30年度	1. 各会議体・研修会について 【代表者会】(1回開催) 構成機関の内、45機関の民間団体・行政関係部局が要保護児童等対策全般について情報交換、施策の策定および機関連携のあり方および役割について協議を行った。 【拡大事務局】(1回開催) 7機関の行政関係部局構成機関が、協議会の運営方法や課題について協議・検討を行った。 【実務者会】(28回開催うち全件見直し会議4回) 7機関の行政関係部局構成機関が、要保護児童等の情報交換・情報共有を図り、ケースの重症度や支援体制について協議を行った。また、全地区で全件見直し会議を実施し、ケース計上している全ての児童の支援の再評価を行った。 【個別ケース検討会】(延べ283件について検討) ケースに関係する機関が重篤なケース、緊急性のあるケースについて、情報交換・情報共有を図り、具体的な支援方針等について協議を行った。 【研修会】(2回開催) 「児童虐待対応基礎研修」を開催し、専門家から知識を得た。 2. 啓発事業について 子育てに関する相談窓口と児童虐待の通告先を市民に周知するため、11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、イベント会場等においてティッシュ等の啓発グッズを配付した。また民生児童委員や児童ホーム、子どもクラブの指導員等への出前講座を実施して児童虐待に関する知識と認識の向上を図った。
前年 29年度	1. 各会議体・研修会について 【代表者会】(1回開催) 構成機関の内、28機関の民間団体・行政関係部局が要保護児童等対策全般について情報交換、施策の策定および機関連携のあり方および役割について協議を行った。 【拡大事務局】(1回開催) 7機関の行政関係部局構成機関が、協議会の運営方法や課題について協議・検討を行った。 【実務者会】(24回開催うち全件見直し会議6回) 7機関の行政関係部局構成機関が、要保護児童等の情報交換・情報共有を図り、ケースの重症度や支援体制について協議を行った。また、全地区で全件見直し会議を実施し、ケース計上している全ての児童の支援の再評価を行った。 【個別ケース検討会】(延べ293件について検討) ケースに関係する機関が重篤なケース、緊急性のあるケースについて、情報交換・情報共有を図り、具体的な支援方針等について協議を行った。 【研修会】(2回開催) 「児童虐待対応基礎研修」を開催し、専門家から知識を得た。 2. 啓発事業について 子育てに関する相談窓口と児童虐待の通告先を市民に周知するため、11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、イベント会場等においてティッシュ等の啓発グッズを配付した。また人権啓発推進委員や民生児童委員への出前講座を実施して児童虐待に関する知識と認識の向上を図った。

局	子ども青少年局	課	子ども総合相談第1・第2担当	事業番号	1117
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に ☑ を入れてください	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	・児童虐待の防止や早期発見・早期対応のために、関係機関職員の虐待発見の視点や対応レベルの向上が必要である。 ・児童虐待の相談・通告先を周知し、児童虐待防止推進に対する市民の関心を高める必要がある。 ・要保護児童対策地域協議会のケース数が多く、適切な時期での再評価を行う仕組みをつくる必要がある。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	・児童虐待の防止や早期発見・早期対応のために、関係機関職員の虐待発見の視点や対応レベルの向上に向けた研修会を開催する。 ・要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との緊密な連携・協力のもと適切な支援に努める。 ・児童虐待の相談・通告先を周知し、児童虐待防止推進に対する市民の関心を高める啓発活動を継続して実施する。 ・要保護児童対策地域協議会の管理ケース数が増えているため、新規ケースの計上時の見極めを定期的に実施するとともに、適切な時期に再評価を行う仕組みをつくる。				

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1118
事業概要 (PLAN) 基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 方針 1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○ 施策の方向 1 DV等の暴力を許さない社会づくり 事業番号/事業名 1118 申出処理制度の運営 事業内容 男女共同参画社会づくりに関する施策や人権侵害行為などの申出について、申出処理委員の調査の結果を踏まえて、市が適切に対応する申出処理制度を運営する。		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか 実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓		
30年度に向けた方向性 (PLAN) 【課題】申出の件数がないため、周知不足が考えられる。 【今後の方向性】件数は少ないが、当制度を市として設けていることに意義があると考えている。制度の周知に努めるとともに、各所管において苦情の申出に対して適切に処理していく。 男女共同参画に関する事業に併せて「申出処理制度に関するブースを会場内に設置する」など、当制度を市として設けている趣旨について、あらためて周知を図る。		評価2 (CHECK) 数値目標 目標項目 目標・実績	目標値 <input type="checkbox"/>	達成年度 29年度	30年度 <input type="checkbox"/>
参考	関連する計画	実績の評価	<input type="checkbox"/> 達成している	<input type="checkbox"/> 下回った	備考
実施内容 (DO) ※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。		評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について	課題 (CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。		
30年度	申出なし ○【参考】近隣自治体の男女共同参画(苦情)申出件数 兵庫県 28年度/0(0) 29年度/0(0) 30年度/0(0) 神戸市 28年度/2(2) 29年度/0(0) 30年度/0(0) 大阪府 28年度/0(0) 29年度/1(1) 30年度/0(0) 大阪市 28年度/0(0) 29年度/0(0) 30年度/0(0) ()内は、調査対象件数 30年度は申出処理制度のブースを女性フォーラムや地域のイベントなどで設け周知をはかった。 【参考】申出処理制度としてではないが、市の施策について男女共同参画の視点で市民等から意見が寄せられた場合は、職員の意識啓発に繋がるとともに是正を行うなど適切な対応を行っている。	件数は少ないが、当制度を市として設けていることに意義があると考えている。機会をとらえて周知していく必要がある。			
前年29年度	申出なし ○【参考】近隣自治体の男女共同参画(苦情)申出件数 兵庫県 27年度/0(0) 28年度/0(0) 29年度/0(0) 神戸市 27年度/0(0) 28年度/2(2) 29年度/0(0) 大阪府 27年度/0(0) 28年度/0(0) 29年度/1(1) 大阪市 27年度/0(0) 28年度/0(0) 29年度/0(0) 尼崎市 27年度/0(0) 28年度/0(0) 29年度/0(0) ()内は、調査対象件数 【参考】申出処理制度としてではないが、市の施策について男女共同参画の視点で市民等から意見が寄せられた場合は、職員の意識啓発に繋がるとともに是正を行うなど適切な対応を行っている。 [平成29年度例] 男性のみが移っている市報の表紙について「男は君 女はさん」といった男女のイメージを固定化する呼び方	今後の方向性 (ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。 今後も、男女共同参画に関する事業に併せて申出処理制度に関するブースを設けるなど制度の周知に努めるとともに、各所管において苦情の申出に対して適切に処理していく。			

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	経済環境局	課	しごと支援課	事業番号	1121
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか			
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援			重点方針	○
施策の方向	2 あらゆるハラスメント等の防止対策の推進				
事業番号/ 事業名	1121 事業所・地域におけるハラスメント防止対策				
事業内容	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの問題について、研修や啓発資料の提供により、地域等でのセクシュアル・ハラスメントの防止を図る。また、就労セミナーの場においても法律知識等の普及、啓発資料の提供を行いハラスメント防止のための啓発を図る。				
30年度に 向けた 方向性 (PLAN)	【課題】 【女性センター】あらゆる機会をとらえてハラスメントとは何か、気付きに繋がるような啓発が必要である。 【しごと支援課】企業人権・同和教育合同研究会においては、同和問題をはじめとする様々な人権問題を限られた回数の研修会で実施しているため、ハラスメントに特化して啓発研修を毎年実施することが難しい。 【今後の方向性】 【女性センター】 ・市民の目に留まるように、女性センター1階入り口にあるテレビで、ハラスメントについて理解を深めるDVDを上映。また、ギャラリーで、ハラスメント防止のための展示を行う。 ・ハラスメントについて理解を深めるため、啓発講座やブックフェアなどを開催していく。 ・すべてのセミナーで渡す情報ビックアップでハラスメント啓発について提供する。セミナー内で本を配架する。 ・今後も様々なハラスメントについての相談受付や啓発資料の収集・貸出を行い情報提供に努める。 【しごと支援課】アンケート調査を行うなど参加者ニーズを把握し、引き続き各種研修・講演会を実施するとともに、機会を捉えて各種団体への啓発に取り組む。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	別紙参照	評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容			
		男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について			
		課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。		
前年 29年度	別紙参照	【しごと支援課】 平成30年度においては、ハラスメントに特化した研修等を3回実施し、ハラスメント防止のための啓発ができたが、企業人権・同和教育合同研究会においては、同和問題をはじめとする様々な人権問題を限られた回数の研修会で実施しているため、ハラスメントに特化して啓発研修を毎年実施することが難しい。 【女性センター】 あらゆる機会をとらえてハラスメントとは何か、気付きに繋がるような啓発が必要である。			
		今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。		
		【しごと支援課】 アンケート調査を行うなど参加者ニーズを把握し、引き続き各種研修・講演会を実施するとともに、機会を捉えて各種団体への啓発に取り組む。 【女性センター】 ・市民の目に留まるように、ギャラリーで、ハラスメント防止のための展示、情報資料室でブックフェアを行う。 ・ハラスメントについて理解を深めるため、啓発講座を開催していく。 ・すべてのセミナーで渡す情報ビックアップでハラスメント啓発について提供する。セミナー内で本を配架する。 ・今後も様々なハラスメントについての相談受付や啓発資料の収集・貸出を行い情報提供に努める。			

9 別紙

実施内容	
30 年度	<p>【しごと支援課】 ・本市が事務局を務める企業人権・同和教育合同研究会を通じて、ハラスメントに関する研修を実施した。 平成30年11月16日実施 ぐるーぶ研修会(講座・ワークショップ) テーマ「仕事と生活の調和を図るための～職場の3大ハラスメント防止対策～」 講師 ひょうご仕事と生活センター外部相談員、社会保険労務士 辻総合事務所代表 辻 真吾 氏 参加 17社28人 平成30年12月7日実施 DVD観賞「ハラスメントを生まないコミュニケーション」参加19社34人 平成31年1月18日実施 DVD鑑賞「見過ごしていませんか性的少数者(LGBT)へのセクシュアルハラスメント」参加15社29人 新春人権研修会(講座) テーマ「LGBTとともに歩む社会の実現に向けて」</p> <p>【女性センター】 ・「女性のための悩み相談」1,724件(電話・面接・法律):セクハラ17件(電話6件、面接10件、法律1件)、パワハラ14件(電話9件、面接5件、法律0件) 関係機関と連携を行いながら、相談者に情報提供、関係機関につなげ、防止対策や啓発を行っている。 ・「就労・起業相談」:相談者のべ70人、うちセクハラ1件、パワハラ3件 相談者に情報提供、関係機関につなげ、防止対策や啓発を行っている。 ・テレビでの相談(女性のための悩み相談、法律相談、就労・企業相談)については、ハラスメント研修を受けた女性が担当。 ・情報資料室において図書、視聴覚資料等の啓発資料を収集し、閲覧、貸出。さまざまなハラスメント防止図書リストを館内で配布している。ブックフェア「パープルリボン 女性に対する暴力をなくす運動」 ・就労セミナー教室内で、女性センター情報資料室発行の情報ピックアップを配布し紹介する本を配架している。情報ピックアップには就労に関する本だけではなく、ハラスメント啓発資料も含めている。 ・ギャラリー展で広く市民に啓発した。「パープルリボン 女性に対する暴力をなくす運動」「性暴力被害者支援センターについて」「セクシャルハラスメントにNO」「#Metoo」 ・女性センター1階入り口にあるテレビで、ハラスメントについて理解を深めるDVDを上映。</p>
前年 29 年度	<p>【しごと支援課】 ・本市が事務局を務める企業人権・同和教育合同研究会を通じて、ハラスメントに関する研修を実施した。 11月17日実施 ぐるーぶ研修会(講座・ワークショップ) テーマ「職場のハラスメント防止対策～企業として、今、対策すべきこと～」 講師 ひょうご仕事と生活センター外部相談員、社会保険労務士 辻総合事務所代表 辻 真吾 氏 参加 14社24人 12月6日実施 DVD観賞「セクシャルハラスメント」参加22社33人 平成30年1月19日実施 DVD鑑賞「パワハラを学ぶ～基礎から防止対策まで～」参加20社27人</p> <p>【女性センター】 ・「女性のための悩み相談」(電話・面接・法律):セクハラ21件(電話5件 面接16件 法律0件)、パワハラ17件(電話9件 面接8件 法律0件) 関係機関と連携を行いながら、相談者に情報提供、関係機関につなげ、防止対策や啓発を行っている。 ・「就労・起業相談」:セクハラ0件、パワハラ1件 相談者に情報提供、関係機関につなげ、防止対策や啓発を行っている。 ・テレビでの相談(女性のための悩み相談、法律相談、就労・企業相談)については、女性が担当。 ・情報資料室において図書、視聴覚資料等の啓発資料を収集し、閲覧、貸出。さまざまなハラスメント防止図書リストを館内で配布している。 ・就労セミナー教室内で、女性センター情報資料室発行の情報ピックアップを配布し紹介する本を配架している。情報ピックアップには就労に関する本だけではなく、ハラスメント啓発資料も含めている。 ・ギャラリー展で広く市民に啓発した。「DV防止展」「性暴力被害者支援センターについて」 ・女性センター1階入り口にあるテレビで、ハラスメントについて理解を深めるDVDを上映。</p>

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総務局	課	人事課	事業番号	1122										
事業概要 (PLAN) 基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 方針 1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○ 施策の方向 2 あらゆるハラスメント等の防止対策の推進 事業番号/事業名 1122 市役所におけるハラスメント防止対策 事業内容 ハラスメント防止策やハラスメント発生時の相談体制について、職員必携に掲載するとともに、職員研修やコンプライアンス推進週間において周知徹底、啓発を行い、未然防止を図る。		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか 実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください <input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓													
29年度に向けた方向性 (PLAN) 【課題】 パワーハラスメントに関する相談が依然として多い状況にある。 【今後の方向性】 今後も継続して、研修やミーティング等を実施することによりパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントへの理解を深めることにより未然防止に努めていく。		評価2 (CHECK) 数値目標 目標項目 目標・実績 <table border="1"> <tr> <th>目標値</th> <th>達成年度</th> <th>年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>達成している</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>下回った</td> <td>備考</td> </tr> </table>				目標値	達成年度	年度	29年度	30年度	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
目標値	達成年度	年度	29年度	30年度											
<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考											
参考	関連する計画														
実施内容 (DO) ※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。		評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について													
30年度	・国において決定された「女性活躍加速のための重点方針2018」や「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」において、「セクシュアル・ハラスメント防止に係る制度の周知・改善」等が盛り込まれたことを受け、コンプライアンス推進週間では「セクシュアルハラスメントについて」を研修テーマとして研修を行った。 ・全局部長級を対象に外部講師を招いた「セクシュアルハラスメント研修」を実施し、局内、部内の所属長に対して本研修の伝達研修を実施することで、セクシュアルハラスメントの防止についても再認識するきっかけとなった。 ・平成29年度において、パワーハラスメントに関する通報や相談が多く寄せられていたことから、各職場において「パワーハラスメントの防止について」の取り組みを行った。 (平成30年度) 【相談実績】外部相談窓口1件(パワハラ1件)、内部相談窓口3件(パワハラ3件)														
前年29年度	・職員必携「コンプライアンスの徹底に向けて～信頼される公務員であるために～」に、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントへの対応策や相談、処理等の体制について掲載し、未然防止等を図っている。 ・弁護士による外部相談員を設置し庁内向けに周知している。 ・平成29年11月に「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」への対応策や相談、処理等について、上記職員必携へ追記し庁内向けに周知した。 ・毎年度、コンプライアンス推進週間の取組として各課でひとつテーマを設けてミーティングを実施しているが、平成29年度は「パワーハラスメント」をテーマとし、全課において議論して理解を深めた。 (平成27年度) 【相談実績】外部相談窓口 4件(パワハラ4件)、内部相談窓口 4件(パワハラ3件、セクハラ1件) (平成28年度) 【相談実績】外部相談窓口 2件(パワハラ1件、セクハラ1件)、内部相談窓口 2件(パワハラ2件) (平成29年度) 【相談実績】外部相談窓口 1件(パワハラ1件)、内部相談窓口 4件(パワハラ4件)														
課題 (CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。		パワーハラスメントに関する相談が依然として多い状況にある。													
今後の方向性 (ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。		今後も継続して、研修やミーティング等を実施することによりパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントへの理解を深めることにより未然防止に努めていく。 なお、改正労働施策総合推進法により2020年にパワーハラスメントの対応が義務付けられたことを踏まえ、管理職向けの研修の実施や、相談窓口の更なる周知に取り組んでいく。													

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	教育委員会事務局	課	職員課	事業番号	1123
事業概要 (PLAN)					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援				重点方針 ○
施策の方向	2 あらゆるハラスメント等の防止対策の推進				
事業番号/事業名	1123 教職員におけるハラスメント防止対策				
事業内容	学校・園におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等あらゆるハラスメントに関する防止のための指針等の活用を通して、未然防止策や相談窓口、処理方法等について周知を図るとともに、教職員一人ひとりが人権意識を磨くことによってハラスメントのない快適な職場環境づくりに努める。				
30年度に向けた方向性 (PLAN)	<p>【課題】ハラスメントに関する研修を行っているものの、ハラスメントは加害者と被害者の意識に“ズレ”のあることが要因の一つと考えられる。</p> <p>【今後の方向性】相談窓口の担当者が、相談に対して適切に対応できるように、対応方法についても研修等を行いたい。</p>				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	<p>各学校・園に年3回、「綱紀肅正及び服務規律の確保(セクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等の防止、パワー・ハラスメントの防止、及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止)について」を傳達した。</p> <p>「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」に基づき、各学校において、「教職員への服務規律研修」を実施し、セクシュアル・ハラスメントの防止と発生時の対応について周知を図った。</p> <p>また、「パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針」を用いての研修会や教職員の人権に対する知識、理解を深めるために各学校において人権研修を実施している</p> <p>さらに、職員課による全校訪問時に、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどに関する相談担当者(管理職以外で男女1人ずつ)の設置を確認するとともに、相談担当者を定期的に教職員に周知するよう管理職に指導を行った。</p> <p>今後も引き続き綱紀肅正の徹底に努める。</p>				
前年29年度	<p>各学校・園に年3回、「綱紀肅正及び服務規律の確保(セクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等の防止、パワー・ハラスメントの防止、及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止)について」を傳達した。</p> <p>平成22年度に策定(平成28年度一部改正)した「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」に基づき、「教職員への服務規律研修」を実施し、指針の変更点及びセクシュアル・ハラスメントの防止と発生時の対応について知識を深めた。</p> <p>また、「パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針」を用いての研修会も行っている。</p> <p>さらに、全校訪問時に、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどに関する相談担当者(管理職以外で男女1人ずつ)の設置を確認するとともに、相談担当者を定期的に教職員に周知するよう管理職に指導を行った。</p> <p>今後も引き続き綱紀肅正の徹底に努める。</p>				
評価1 (CHECK)	男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
を入れてください					
評価2 (CHECK)	数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3 (CHECK)	男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題 (CHECK)	※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	あらゆるハラスメントについて教職員の認識を高めるためにも継続的な取組が必要である。				
今後の方向性 (ACTION)	※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	教職員自身が「綱紀肅清及び服務規律の確保(セクシュアルハラスメント、わいせつ行為等の禁止、体罰、パワーハラスメントの防止及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止)」について周知徹底を図り、人権意識について高めることができるよう継続した取組を推進する必要がある。				

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1124
事業概要 (PLAN)					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援				重点方針 ○
施策の方向	2 あらゆるハラスメント等の防止対策の推進				
事業番号/ 事業名	1124 女性センターにおける相談の実施				
事業内容	あらゆるハラスメントに対して女性が抱える様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談事業を実施する。				
30年度に 向けた 方向性 (PLAN)	【課題】 ・ハラスメントに関する相談について、ハラスメントを受けた人は、ひとりで抱え込まれていることが多く、相談に繋げるような働きかけが必要である。 【今後の方向性】 ・女性センターの相談リーフレットを市内公共施設に配架依頼し、周知に努めていく。 ・「女性の悩み相談」については相談員へのスーパーバイズ研修などを行い、今後も充実させていく。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	○女性センターの相談員による相談(全体1,724) 電話相談1,109件(水・金・土:10~12、13~16、18~20時) 面接相談 507件(火・木:10~12、13~16時、火・第3木:18~20時) 法律相談 60件(第1・2週の木:18~20時 第3土:14~16時) *うち、セクシュアル・ハラスメント17件(電話6件、面接10件、法律1件)、パワハラ14件(電話9件、面接5件、法律0件) ○就労・起業相談 相談者のべ70人 *うち、セクハラ1件、パワハラ3件 ○スーパーバイズ研修 日時 2018年9月27日(木)18:30~20:30 テーマ 女性センター・トレピエの相談事例から スーパーバイザー 川喜田 好恵 日本フェミニストカウンセラー学会 参加者 8人(NPO法人フェミニストカウンセリング神戸スタッフ、女性センタースタッフ) ○ケースカンファレンス 2018年5月7日(月)参加者:トレピエ相談員5人、2018年12月3日(月)参加者:トレピエ相談員5人 ○配偶者暴力相談支援センター、地域保健課、疾病対策課との懇談 2019年1月31日(木)実施 参加者:トレピエ相談員4人、配偶者暴力相談支援センター4人、地域保健課4人、疾病対策課2人との懇談				
前年 29年度	○女性センターの相談員による相談(全体1,880) 電話相談1,313件(水・金・土:10~12、13~16、18~20時) 面接相談 507件(火・木:10~12、13~16時、火・第3木:18~20時) 法律相談 60件(第1・2週の木:18~20時 第3土:14~16時) *うち、セクシュアル・ハラスメント21件(電話5件 面接16件 法律0件)、パワハラ14件(電話・面接14件 法律0件) ○就労・起業相談 相談者のべ69人 *うち、セクハラ0件、パワハラ1件 ○スーパーバイズ研修 日時 2017年9月7日(木)18:30~20:30 テーマ 女性センター・トレピエの相談事例から スーパーバイザー 川喜田 好恵 日本フェミニストカウンセラー学会 参加者 8人(NPO法人フェミニストカウンセリング神戸スタッフ、女性センタースタッフ) ○ケースカンファレンス 2017年6月5日(月)参加者:トレピエ相談員5人、2017年12月4日(月)参加者:トレピエ相談員5人 ○尼崎市配偶者暴力相談支援センター相談員との懇談 2018年3月5日(月)実施 参加者:トレピエ相談員4人、配偶者暴力相談支援センター相談員4人、所管課2人、女性センター職員1人				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に ☑ を入れてください	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	ハラスメントを受けた人がひとりで抱え込まないように、相談に繋げるような働きかけが必要である。また、様々なハラスメントが認知されていくなかで、適切に相談をうけることができるよう相談員の研修を充実させる必要がある。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	女性センターの相談リーフレットを市内公共施設に配架依頼し、周知に努めていくとともに、相談員へのスーパーバイズ研修などを今後も充実させていく。				

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

事業概要 (PLAN)	
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○
施策の方向	3 被害者に対する相談・保護の充実と自立支援
事業番号/ 事業名	1131 DVセンターによる相談の実施
事業内容	DVセンターによるDV等に係る相談・支援事業を実施する。
30年度に 向けた 方向性 (PLAN)	【課題】 児童の面前での配偶者暴力が児童虐待にあたるといった認識が広がるなかで、警察での暴力認知件数の増加に伴い配偶者暴力相談支援センターの相談も増加した。児童支援に携わる関係機関との一層の連携を進めていくことが必要になっている 【今後の方向性】 引き続き警察・教育関連の他機関との連携に努めるとともに、要保護児童対策協議会などの児童支援の枠組みに参加するなど、情報共有の機会の確保を図る
参考	関連する計画
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。
30 年度	相談件数 979件(うち、配偶者からの暴力531件) 電話相談 557件(平日9時～17時30分) 来所相談 353件(平日9時～17時30分) 巡回・出張相談等 69件(平日9時～17時30分) 平成30年度は979件の相談のうち、兵庫県女性家庭センターに一時保護を行った件数は20件(うちDV14件)となっており、また別に民間シェルターで2件保護を行っています。同センターで一時保護を行った方への自立に向けた支援として、母子生活支援施設等への入所調整だけではなく、住宅支援を行ったケースが2件、女性家庭センター等と連携して心理支援を行ったケースが5件、経済的支援として生活保護や様々な手当ての支援を行ったケースが4件あります。法テラスとの連携等、法的支援を行ったケースが7件あり、うちDV証明を発行したケースが2件、保護命令の助言・指導が1件となっております。 女性家庭センター退所後の行き先としては、母子生活支援施設4件、婦人寮1件、救護施設3件、住宅確保1件、親族宅4件、自宅帰宅5件、自己退所4件となっており、対象者は全て女性でした。
前年 29 年度	相談件数 922件(うち、配偶者からの暴力634件) 電話相談 580件(平日9時～17時30分) 来所相談 314件(平日9時～17時30分) 巡回・出張相談等 28件(平日9時～17時30分) 平成29年度は922件の相談のうち、兵庫県女性家庭センターに一時保護を行った件数は23件(うちDV17件)となっており、また別に民間シェルターで1件保護を行っています。同センターで一時保護を行った方への自立に向けた支援として、母子生活支援施設等への入所調整だけではなく、住宅支援を行ったケースが1件、女性家庭センター等と連携して心理支援を行ったケースが5件、経済的支援として生活保護や様々な手当ての支援を行ったケースが8件、子育て支援として学校への支援を行ったケースが1件あります。法テラスとの連携等、法的支援を行ったケースが3件あり、うちDV証明を発行したケースが2件、保護命令の助言・指導が1件となっております。 女性家庭センター退所後の行き先としては、母子生活支援施設6件、婦人寮2件、救護施設1件、住宅確保2件、親族宅5件、自宅帰宅4件、その他4件となっており、対象者は全て女性でした。

局	健康福祉職	課	所管課非公開	事業番号	1131									
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか													
実施できた 項目に ☑ を入れてく ださい	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓													
	評価2 (CHECK) 数値目標 目標項目 目標・実績 <table border="1"> <tr> <th>目標値</th> <th>達成年度</th> <th>年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> <tr> <td>■</td> <td>達成している</td> <td>■</td> <td>下回った</td> <td>備考</td> </tr> </table>					目標値	達成年度	年度	29年度	30年度	■	達成している	■	下回った
目標値	達成年度	年度	29年度	30年度										
■	達成している	■	下回った	備考										
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について													
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。													
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。													
DV被害者支援と子ども支援の双方に適切なアプローチが行えるよう、今後の情報共有の仕組みや、通報の方法、支援連携の進め方などを協議検討していく必要がある。児童虐待基礎研修をDV担当職員が受講して、要保護児童対策協議会の仕組みや児童虐待対応の基礎を学ぶなどして、資質向上に努める。さらに、児童虐待担当関係機関の配偶者暴力への意識を高めてもらうべく、連携協力して児童虐待やDVの早期発見・被害者支援に努める。														

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1132
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
をに入れてください					
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
30年度	(CHECK) 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
前年29年度	課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。			
	・30年度はDVIに関する相談について、配偶者暴力相談支援センターの相談員や地域の保健師などと顔の見える関係づくりのため交流会を行ったが、毎年、配偶者暴力相談支援センターの相談員や地域の保健師は人事異動があるため、定期的な顔合わせをする必要がある。				
	今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。			
	・今後とも、配偶者暴力相談支援センターの相談員や地域の保健師と定期的に顔合わせを行い連携を強化し迅速で安全な支援を行う。 ・「女性の悩み相談」については相談員へのスーパーバイズ研修などを行い、今後も充実させていく。 ・「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座&語り合い」は、自主グループへの参加などにつながっている。有益な講座&語り合いと考えており、今後も継続実施していく。				

事業概要 (PLAN)					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○				
施策の方向	3 被害者に対する相談・保護の充実と自立支援				
事業番号/事業名	1132 女性センターにおける相談の実施				
事業内容	DVIに関する様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談事業を実施する				
30年度に向けた方向性	【課題】 ・DVIに関する相談については、配偶者暴力相談支援センターの相談員や地域の保健師などと顔の見える関係づくりを進めていく必要がある。 【今後の方向性】 ・DVIに関する相談については、配偶者暴力相談支援センター、保健師などと連携を強化し迅速で安全な支援を行う。 ・「女性の悩み相談」については相談員へのスーパーバイズ研修などを行い、今後も充実させていく。 ・「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座&語り合い」は、自主グループへの参加などにつながっている。有益な講座&語り合いと考えており、今後も継続実施していく。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいよう詳しく記載してください。				
30年度	○女性センターの相談員による相談(全体1,880) 電話相談(水・金・土:10~12、13~16、18~20時) 1,109件、うちDV75件、デートDV6件 面接相談(火・木:10~12、13~16時、火・第3木:18~20時) 556件、うちDV87件、デートDV4件 法律相談(第1・4週の木:18~20時 第3土:14~16時) 59件、うちDV11件 ○「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座&語り合い」開催。 講師:NPO法人フェミニストカウンセリング神戸・スタッフ、受講者のべ 102人、対象:DV被害に遭った女性 ○スーパーバイズ研修 日時 2018年9月27日(木)18:30~20:30 テーマ 女性センター・トレピエの相談事例から スーパーバイザー 川喜田 好恵 日本フェミニストカウンセラー学会 参加者 8人(NPO法人フェミニストカウンセリング神戸スタッフ、女性センタースタッフ) ○ケースカンファレンス 2018年5月7日(月)参加者:トレピエ相談員5人、2018年12月3日(月)参加者:トレピエ相談員5人 ○配偶者暴力相談支援センター、地域保健課、疾病対策課との懇談 2019年1月31日(木)実施 参加者:トレピエ相談員4人、配偶者暴力相談支援センター4人、地域保健課4人、疾病対策課2人との懇談				
前年29年度	○女性センターの相談員による相談(全体1,880) 電話相談1,313件(水・金・土:10~12、13~16、18~20時) 面接相談 507件(火・木:10~12、13~16時、火・第3木:18~20時) 法律相談 60件(第1・2週の木:18~20時 第3土:14~16時) ○「DV被害に遭った女性のための気づきと回復の講座&語り合い」開催。 講師:NPO法人フェミニストカウンセリング神戸・スタッフ、受講者のべ 125人、対象:DV被害に遭った女性 ○スーパーバイズ研修 日時 2017年9月7日(木)18:30~20:30 テーマ 女性センター・トレピエの相談事例から スーパーバイザー 川喜田 好恵 日本フェミニストカウンセラー学会 参加者 8人(NPO法人フェミニストカウンセリング神戸スタッフ、女性センタースタッフ) ○ケースカンファレンス 2017年6月5日(月)参加者:トレピエ相談員5人、2017年12月4日(月)参加者:トレピエ相談員5人 ○尼崎市配偶者暴力相談支援センター相談員との懇談 2018年3月5日(月)実施 参加者:トレピエ相談員4人、配偶者暴力相談支援センター相談員4人、所管課2人、女性センター職員1人				

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	こども青少年局	課	こども福祉課	事業番号	1133
事業概要 (PLAN)					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援				重点方針 <input type="radio"/>
施策の方向	3 被害者に対する相談・保護の充実と自立支援				
事業番号/ 事業名	1133 母子父子自立支援員等による就労等の支援				
事業内容	母子家庭または父子家庭が抱える様々な悩みについて相談を受け、具体的に問題解決を図るとともに、弁護士と相談を行う特別相談事業を実施する。相談内容は、離婚前の養育費取得、離婚の取り決め方法、生活・就労相談等である。また、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、母子家庭の母または父子家庭の父の就労等の支援を行う。				
30年度に向けた 方向性 (PLAN)	【課題】 概ね施策の方向に沿った取組を進めている。 【今後の方向性】 児童扶養手当新規請求時に未就労の者には、母子父子自立支援員による就労支援を行うとともに、手当現況届受付時には、就労支援窓口を併設し就労相談を実施している。今後もハローワークと連携しながら、就労支援を継続していく。				
参考	関連する計画				
実施内容	(DO) ※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	別紙参照				
前年 29年度	別紙参照				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
を入れてください					
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	支援者の就労への要求が多様化しているため、支援者のニーズにあった支援が必要である。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	引き続き、児童扶養手当新規請求時に未就労の者には、母子父子自立支援員による就労支援を行うとともに、手当現況届受付時には、就労支援窓口を併設し就労相談を実施する。今後もハローワークと連携しながら一人ひとりのニーズにあった、就労支援を継続していく。				

15 別紙

1133 別紙

実施内容					
30 年度	母子家庭相談受付件数	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績	ひとり親家庭の自立を支援するために、母子父子自立支援員による生活相談や就労支援を進めている。中でも家庭紛争に係る相談については、相談者と同行し、関係所管に状況を伝達しながらつないでおり、寄り添い型の支援を心掛けている。 なお、母子貸付金関係については、県への報告にあわせて、文書による郵送のみの償還の督促も含めていたが、平成30年度より、面談又は電話による場合のみ計上することとしたため、実績は減少した。
	生活一般関係	2,605	1,923	1,818	
	（うち家庭紛争）	132	43	45	
	（うち就労）	474	403	338	
	児童関係	425	303	261	
	経済的支援・生活援護	1,459	3,125	2,856	
	（うち、母子貸付金関係）	406	2,488	2,408	
	父子家庭相談受付件数	115	47	62	
	生活一般関係	56	23	39	
	（うち家庭紛争）	23	0	0	
（うち就労）	2	6	4		
児童関係	19	9	7		
経済的支援・生活援護	40	15	16		
（うち、父子貸付金関係）	2	0	0		
※1人が多岐にわたる内容について、複数回継続して相談することもあり、のべ相談件数を計上 弁護士と相談を行う特別相談事業					
	特別相談件数	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績	
		36	33	25	
前年 29 年度	母子家庭相談受付件数	平成29年度実績	平成28年度実績	平成27年度実績	
	生活一般関係	5,351	4,935	4,988	
	（うち家庭紛争）	1,923	1,818	1,995	
	（うち就労）	43	45	55	
	（うち就労）	403	338	321	
	児童関係	303	261	300	
	経済的支援・生活援護	3,125	2,856	2,693	
	（うち、母子貸付金関係）	2,488	2,408	2,238	
	父子家庭相談受付件数	47	62	45	
	生活一般関係	23	39	20	
（うち家庭紛争）	0	0	0		
（うち就労）	6	4	4		
児童関係	9	7	11		
経済的支援・生活援護	15	16	14		
（うち、父子貸付金関係）	0	0	0		
※1人が多岐にわたる内容について、複数回継続して相談することもあり、のべ相談件数を計上 弁護士と相談を行う特別相談事業					
	特別相談件数	平成29年度実績	平成28年度実績	平成27年度実績	
		33	25	31	

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	都市整備局	課	住宅管理担当	事業番号	1134
事業概要 (PLAN)					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	1 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援 重点方針 ○				
施策の方向	3 被害者に対する相談・保護の充実と自立支援				
事業番号/事業名	1134 市営住宅への優先入居の実施(DV被害者世帯等)				
事業内容	DV被害者を含む2名以上の世帯に対しては、3戸以上募集を行う住宅について、募集戸数の2割を優先枠として、優先世帯のみで抽せんを行う。(抽せんに漏れた場合、一般抽せん枠で再度抽選) また、優先措置ではないが市営住宅には原則として単身申し込みができないところ、DV被害者単身世帯に対しては、単身向け住宅もしくは単身の申し込みが可能である住宅に応募することができる。				
30年度に向けた方向性	【課題】 本事業の性質上、本市単独で事業を進めることは難しいと考えており、近隣他都市や兵庫県等との調整を図りながら進める必要がある。				
(PLAN)	【今後の方向性】 近隣他都市や兵庫県等の動向を見据え、本市の応募状況も踏まえながら、対応を検討していく必要がある。				
参考	関連する計画				
実施内容	(DO) ※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	事業内容 DV被害者を含む2名以上の世帯に対しては、3戸以上募集を行う住宅について、募集戸数の2割を優先枠として、優先世帯のみで抽せんを行う。(抽せんに漏れた場合、一般抽せん枠で再度抽せん) また、60歳以上の高齢者や障害者手帳をお持ちの方、生活保護を受けている方等のみ単身の申し込みが出来るところ、DV被害者単身世帯についても、単身の申し込みを可能としている(単身世帯の場合は優先枠無)。				
	DV被害者世帯の優先入居戸数について 募集戸数/204戸 2割優先の募集戸数/17戸 DV被害者世帯の応募数/0件 DV被害者世帯の優先入居決定数/0件 年間での募集回数は2回で5月と11月に行っている。募集割れが発生した場合は、落選者のうち希望者に対してあっせんを行っている。これまでも、このあっせんにより入居決定したケースがある。				
前年	DV被害者世帯の優先入居戸数について 募集戸数/280戸 2割優先の募集戸数/30戸 DV被害者世帯の応募数/1件 DV被害者世帯の優先入居決定数/0戸 (※その後、募集割れしている住宅を紹介し、無事入居した) 年間での募集回数は2回で5月と11月に行っている。募集割れが発生した場合は、落選者に対してあっせんを行っているが、それでも空きのままになった場合は、次回の募集にて公募する。				
評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか					
実施できた項目に	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
を入れています					
評価2 (CHECK) 数値目標					
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容					
男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について					
課題 (CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。					
本事業の性質上、本市単独で事業を進めることは難しいと考えており、近隣他都市や兵庫県等との調整を図りながら進める必要がある。					
今後の方向性 (ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。					
近隣他都市や兵庫県等の動向を見据え、本市の応募状況も踏まえながら、対応を検討していく必要がある。					

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	文化振興担当、ダイバーシティ推進課	事業番号	1211			
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか							
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓							
をに入れてください								
評価2	(CHECK) 数値目標							
目標項目	外国語のできる職員応援派遣制度登録者数							
目標・実績	目標値	20人	達成年度	33年度	29年度	12人	30年度	7人
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input checked="" type="checkbox"/>	下回った	備考			
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容							
30年度	【文化振興担当】 「外国語のできる職員応援派遣制度」 市役所の各所属に日本語の分からない市民が訪れ、職員がその市民との間に意思疎通を図ることができない場合に、外国語のできる職員をその職場に応援派遣し、緊急的な対応を図ることを目的とする。 対応件数:計1件 中国語:1件(シティプロモーション事業担当嘱託員が担当) 登録者数:7人 英語:3人(1人はウルドゥー語と重複) 中国語:1人(シティプロモーション事業担当嘱託員以外の職員) 韓国語:1人 朝鮮語:1人 ウルドゥー語:1人(1人は英語と重複)							
30年度	【ダイバーシティ推進課】 人権に関する外国人相談者に対応するため、「外国人相談者に係る通訳者派遣事業」(人権侵害に係る相談で事業所管課からの申請により派遣)の実施及び「翻訳機(ポケットク)」の導入を行った。							
課	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。							
30年度	【文化振興担当】 登録者の減少・勤務時間中での対応による本来業務との調整、庁舎の分散等によるもの。 【ダイバーシティ推進課】 入管法の改正により外国籍住民の増加が見込まれる。							
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。							
前年29年度	【シティプロモーション事業担当】 「外国語のできる職員応援派遣制度」 市役所の各所属に日本語の分からない市民が訪れ、職員がその市民との間に意思疎通を図ることができない場合に、外国語のできる職員をその職場に応援派遣し、緊急的な対応を図ることを目的とする。 対応件数:計4件 英語:1件 中国語:3件(内2件はシティプロモーション事業担当嘱託員が担当) 登録者数:12人 英語:7人 中国語:2人 朝鮮語:1人 韓国語:1人 イタリア語:1人							
前年29年度	【文化振興担当】 翻訳機(ポケットク)の活用を優先し、平成30年度の実績件数、登録者数の減少から職員による応援派遣制度を今後は廃止する方向とする。 【ダイバーシティ推進課】 行政窓口における多言語対応策の検討を行っていく。							

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	広報課	事業番号	1212
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
	を入れてください				
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
【発信・報道担当】	市内には幅広い国籍の市民が住んでおり、居住者数の推移に留意する必要がある。 【ダイバーシティ推進課】 多言語での直接の相談は無いが、引き続き相談機関の案内や情報提供を行っていく必要がある。				
【発信・報道担当】	今後も「エフエムあまがさき」では、外国籍市民の居住者数をふまえ、英語、コリア語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語(ブラジルの公用語)で放送する。また、観光担当部署でクラウド型多言語サービスアプリも含めた導入が検討されており、市報あまがさきについても、同アプリを活用し多言語での情報発信が可能になるよう検討していく。 【ダイバーシティ推進課】 引き続き相談機関の案内や情報提供を行っていく。				

事業概要 (PLAN)					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	2 国籍にとらわれない人権の尊重				重点方針
施策の方向	1 国籍にとらわれない人権の尊重				
事業番号/事業名	1212 外国語での広報等の推進				
事業内容	エフエムあまがさきや市報等の広報において、外国語で提供するなど外国籍市民が理解しやすい情報発信を行う。(エフエムあまがさきは6か国語放送)				
30年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】 【発信・報道担当】市内には幅広い国籍の市民が住んでおり、居住者数の推移に留意する必要がある。 【女性センター】多言語での直接の相談は無いが、引き続き相談機関の案内や情報提供を行っていく必要がある。 【今後の方向性】 【発信・報道担当】今後も「エフエムあまがさき」では、外国籍市民の居住者数をふまえ、英語、コリア語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語(ブラジルの公用語)で放送する 【女性センター】引き続き相談機関の案内や情報提供を行っていく。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	【発信・報道担当】 毎週月曜日から土曜日に、市の事業やイベントの情報、子育て支援情報(乳幼児健診のお知らせ、BCG接種等)、尼崎の魅力情報などを6ヶ国語(中国語・コリア語・スペイン語・ベトナム語・英語)で照会する外国語放送(AMAGASAKI TOWN GUIDE)(20分)を放送。 【ダイバーシティ推進課】【女性センター】 多言語パンフレットを配架している ・兵庫県女性家庭センター作成「Freedom from Domestic Violence Open the Door」英語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語 ・内閣府男女共同参画局作成「配偶者からの暴力の被害者へ」英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、タガログ語、タイ語 ・兵庫県のホームページ「配偶者等からの暴力対策の推進」に掲載しているリーフレットを必要な方に渡すようにしている。英語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語 ・あまがさきスタートガイド(英語、中国語、コリア語、ポルトガル語、ベトナム語)の配架 ・平成29年度、日本語以外の相談や問合せはなかった。				
	前年29年度	【発信・報道担当】 毎週月曜日から土曜日に、市の事業やイベントの情報、子育て支援情報(乳幼児健診のお知らせ、BCG接種等)、尼崎の魅力情報などを6ヶ国語(中国語・コリア語・スペイン語・ベトナム語・英語)で照会する外国語放送(AMAGASAKI TOWN GUIDE)(20分)を放送。 【ダイバーシティ推進課】【女性センター】 多言語パンフレットを配架している ・兵庫県女性家庭センター作成「Freedom from Domestic Violence Open the Door」英語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語 ・内閣府男女共同参画局作成「配偶者からの暴力の被害者へ」英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、タガログ語、タイ語 ・兵庫県のホームページ「配偶者等からの暴力対策の推進」に掲載しているリーフレットを必要な方に渡すようにしている。英語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語 ・あまがさきスタートガイド(英語、中国語、コリア語、ポルトガル語、ベトナム語)の配架 ・平成30年度、日本語以外の相談や問合せはなかった。			

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1213
事業概要 (PLAN)	基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 方針 2 国籍にとられない人権の尊重 重点方針 施策の方向 1 国籍にとられない人権の尊重 事業番号/事業名 1213 人権啓発事業(再掲) 事業内容 人権講演会、キャンペーン、啓発映画、FM あまがさきスポット放送等を実施し、女性の人権をはじめ、多様化する人権問題について正しく認識し、人権を尊重する感性や人権感覚が身に付くような事業展開に努める。				
30年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】 一人ひとりが人権問題を自分自身の身近な問題として考える必要があるため、継続した取り組みが必要である。 【今後の方向性】 女性の人権をはじめ、多様化する人権問題について正しく認識し、人権を尊重する感性や人権感覚が身に付くような事業展開に努める。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	【FMスポット放送】(各3分)、放送時間(目安):【平日】9:25 15:25 18:15【土日】11:45 15:50 18:05 ※日によって放送時間は異なる 4月:新年度、5月:子ども、6月:女性、7月:ホームレス、8月:外国人、9月:高齢者の人権、10月:障がい者の人権、11月:人権週間、12月:インターネット、1月:性的マイノリティ、2月:同和問題、3月:人身取引 【じんけんを考える市民のつどい】 目的:市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発及び早期解決に向けて実施している。 テーマ:「あきらめない心」 講師:伊藤 真波氏(日本初義手の看護師、北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表) 【人権の花】 目的:花の苗、花の種子、球根などを学生や児童等が協力し合って育てることを通じ、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感すること中で人権尊重思想を育み、情操をより豊かにすることを目的とする。(花苗:尼崎市の草花「ペゴニア」) 中学校:小田、立花 小学校:中央、竹谷、長洲、武庫北、園和北 幼稚園:立花 【人権問題啓発巡回映画会】 映画「あした咲く」内容:「女性の人権」とともに輝ける社会をめざして ①6月1日(金)～3月11日(月)まで ②市内公民館等(114回) ③参加者数:3,787人				
前年29年度	【FMスポット放送】 各3分、放送時間(目安):【平日】9:25 15:25 18:15【土日】11:45 15:50 18:05 ※日によって放送時間は異なる 4月:人権標語、5月:子ども、6月:女性、7月:ホームレス、8月:外国人、9月:高齢者、10月:性同一性障害、11月:犯罪被害者、12月:同和、1月:人権とは、2月:障がい者、3月:拉致問題 【じんけんを考える市民のつどい】 目的:市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発及び早期解決に向けて、実施している。 テーマ:「外国籍住民の人権について考える」～心の壁、制度の壁は越えられるか～ 講師:朴 一氏(大阪市立大学経済学部教授)、日時:8月22日(水) 午後1時30分～、参加数:185人 【「人権の花」運動】 目的:花の苗、花の種子、球根などを、学生や児童等が協力し合って育てることを通じ、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み、情操をより豊かにすることを目的とする。(花苗:尼崎市の草花「ペゴニア」) 中学校:成良、大庄 小学校:成徳、立花北、武庫東、園田南 幼稚園:大鳥 【人権問題啓発巡回映画会】 映画「障がいを超えて」 内容:障がい者と健常者を隔てる壁を越えるための3つの事例 ①4月3日(月)～3月13日(火)まで ②市内の公民館等(91回) ③参加者数:2,869人				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	FMスポット放送を毎月第3月曜日から7日間1日3回実施しているが、より多くの市民に周知するため、時宜に応じたテーマを選定し、市民の関心をひく必要がある。人権問題啓発巡回映画については、地道な巡回活動は必要。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取り組みの方向性を記載してください。				
	31年度も引き続き、多様なテーマを扱い継続的に取り組む。				

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1214		
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶	実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
方針	2 国籍にとられない人権の尊重 重点方針						
施策の方向	1 国籍にとられない人権の尊重	を入れてください					
事業番号/事業名	1214 人権教育・啓発推進事業(再掲)	事業内容					
事業内容		人権啓発推進員の会議や研修会において、同和問題をはじめとし、多様化する人権問題を取り上げ、学習することで、地域における市民の人権意識の高揚を図るためのリーダーを育成する。					
30年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】 ・研修会及び会議への出席率はやや減少しているが、推進員の資質向上に資するため、教育分野で活動している人権啓発推進リーダーやオピニオンリーダーとの更なる連携を図る必要がある。 ・人権啓発推進員が各地域において自主的に活動を行えるよう、取組みを進める必要がある。 【今後の方向性】 ・平成30年度より、同事業を従前より人権問題全般に関する啓発に取り組んでいる尼崎人権啓発協会へ事業委託し、人権啓発活動を推進するため、引き続き取組みを進める。 ・人権啓発推進員の資質向上に資するため、教育分野で活動している人権啓発リーダーやオピニオンリーダーと連携し、交流を図る。人権啓発推進員の活動を市民に広く周知するための「じんけん啓発推進員だより」については引き続き定期的に発行を行う。						
参考	関連する計画	評価2 (CHECK) 数値目標					
実施内容 (DO) ※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。		目標項目					
30年度 ・人権啓発推進員研修会 12回/年 月に一度の研修会を通して、外国人等、人権についての学習を行った。 2月14日「子どもの権利条約と児童労働」をテーマに、カカオ生産地での児童労働の現状とノーベル文学賞を受賞したイギリスのカズオ・イシグロの「私を離さないで」について学習した。 ・人権啓発推進員会議 5回/年 地域における人権啓発活動について協議を行った。 ・人権啓発推進員が地域の身近な啓発リーダーとしてより広く認知されるように、推進員の活動を市民にアピールするための「じんけん啓発推進員だより」を年2回発行し、周知を図った。		目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
		実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
前年 29年度 ・人権啓発推進員研修会 10回/年 月に一度の研修会を通して、外国人等、人権についての学習を行った。 5月25日「ダイバーシティとソーシャルインクルージョン」をテーマに、多様性や社会的包含について学習した。 ・人権啓発推進員会議 5回/年 地域における人権啓発活動について協議を行った。 ・人権啓発推進員が地域の身近な啓発リーダーとしてより広く認知されるように、推進員の活動を市民にアピールするための「じんけん啓発推進員だより」を作成し、周知を図った。		評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容					
		男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について					
		課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
		研修会及び会議への出席率は減少傾向にあるため、推進員の積極的な参加を促すとともに人権啓発推進リーダーやオピニオンリーダーへ周知し更なる連携をはかる。					
		今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
		平成30年度から同事業を尼崎人権啓発協会へ事業委託し人権啓発活動を推進するために取り組んだ。引き続き多様な人権問題を扱った研修により人権啓発活動を進める。					

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	ダイバーシティ推進課	事業番号	1215
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか			
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶	実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓		
方針	2 国籍にとられない人権の尊重 重点方針		を入れてください		
施策の方向	1 国籍にとられない人権の尊重				
事業番号/事業名	1215 多文化共生推進事業				
事業内容	外国籍住民の生活にかかわる実態調査を行い外国籍住民向けに情報提供ができる「あまがさきスタートガイド」を5か国語で作成し、公共施設に設置・配布するとともに、市のホームページで公開する。				
30年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】 外国籍住民わいわいトークンで出た意見や要望において改善すべき点が多数あった。これらの意見や要望をもとに「あまがさきスタートガイド」のレイアウトや掲載項目に工夫を加える。 【今後の方向性】 外国籍住民わいわいトークンにおいて意見や要望を踏まえ、「あまがさきスタートガイド」を改訂し、30年度中に発行し、より多くの外国籍住民へ配布出来るよう取り組む。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	・「あまがさきスタートガイド」については、外国籍住民わいわいトークンで出た意見を踏まえ、レイアウトやQRコードを挿入するなど掲載内容に改善を加えて配布を行った。 ・「あまがさきスタートガイド」には、尼崎市女性センター・トレビエ、配偶者暴力相談支援センター、警察等の相談先も掲載した。				
前年29年度	・「外国籍住民聞き取りアンケート」を実施し、17か国89人の回答があった。 ・「外国籍住民わいわいトークン」を開催(4か国6人参加)。「あまがさきスタートガイド」について意見交換を行い、現在配布している内容に関しレイアウトや掲載項目、より多くの人に活用されるための工夫が必要であることを認識した。 ・「あまがさきスタートガイド」には「配偶者からの暴力」として配偶者暴力相談支援センターや警察等の相談先を掲載している。				
評価2 (CHECK) 数値目標		評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容			
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
課題		(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。			
「あまがさきスタートガイド」については、必要とする外国籍住民に届けられるよう、配布方法等の工夫が必要である。					
今後の方向性 (ACTION)		※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。			
「あまがさきスタートガイド」のさらに効果的な活用に向けて、レイアウトなどの修正を行う。配架先については、各生涯学習プラザや地域総合センターなどの公共施設のほか、市内に転入された方にまず手に取っていただけるよう市民課・各サービスセンターの窓口にラックなどの設置を依頼するとともに、留学生などにも配布できるように市内の大学も配架先に加える。					

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局 教育委員会	課	ダイバーシティ推進課、生涯・学習！推進課、学び支援課、学校教育課	事業番号	1311					
概要	(PLAN)									
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶									
方針	3 性の多様性に配慮した人権の尊重				重点方針 <input type="radio"/>					
施策の方向	1 性の多様性に配慮した人権の尊重									
事業番号/事業名	1311 性の多様性について理解を深めるための啓発									
事業内容	性の多様性について理解を深めるため、講座や情報提供等により啓発を進める。									
30年度に向けた方向性	【課題】 【ダイバーシティ推進課】 ・じんけんスタディツアーや各地域総合センターにおいて講演会を開催し、性の多様性への理解を深めるための啓発を進めているが、性の多様性への理解をより広く市民に浸透させるためには継続して啓発に取り組む必要がある。 ・性の多様性、LGBT、SOGIなど言葉も知らない市民がまだまだ多い。 【市民活動推進課】性の多様性に関する講座の必要性は認識しているが、地区会館は主にレクリエーションの場などを提供する施設として設置していることから、事業数に限りがある中で工夫が必要である。 【中央公民館】公民館では幅広い分野を対象とした事業を実施しており、各種事業を企画する際に男女共同参画の視点を意識する必要がある。 【学校教育課】性についての悩みを抱える児童生徒については、個別に丁寧な対応を要するため、保護者や関係機関との連携を密にした取組に助言をするとともに、情報提供に努める。 【教職員の学び支援課】今後とも「性の多様性」について理解を深めていく必要がある。 【今後の方向性】 【ダイバーシティ推進課】 ・今後も継続してあらゆる場において性の多様性への理解を深めるための啓発機会を設けるよう取組む。 ・30年度に性的マイノリティも含め人権に関する市民意識調査を実施する。 ・申請書等の公文書の性別欄について調査し、性的マイノリティの人権擁護の観点から性別記載欄見直しを図るようガイドラインを設けることを検討する。 (女性センター) ・性の多様性について理解を深めるため、啓発講座やブックフェアなどを開催していく。 ・市民の目に留まるように、女性センター1階入り口にあるテレビで、ハラスメントについて理解を深めるDVDを上映。また、ギャラリーで、ハラスメント防止のための展示を行う。 【市民活動推進課】性の多様性について理解を深めるための講座の開催や情報発信の工夫を地区会館の指定管理者へ促していく。 【中央公民館】公民館の各種事業について、男女共同参画の視点を考慮して事業を実施していく。 【学校教育課】学校への聞き取りを継続して行い、事態把握に努める。 【教職員の学び支援課】引き続き、「性の多様性」についての理解を深める研修講座を実施し、啓発を進めていく。									
	(PLAN)									
参考	関連する計画									
実施内容	(DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。								
30年度	別紙参照	評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 (学校教育課) ジェンダーの視点だけでなく、性の多様性の視点からも、児童・生徒の呼び方を「さん」で統一することが望ましいことから、学校の実態について把握するため、学校アンケートに項目を盛り込む等、検討されたい。 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について 昨年度末に「児童・生徒の呼び方を統一するなど、意識しているか」とアンケートを実施した結果、市内63校の公立校(小・中・高・特別支援学校)のうち、48校で意識していると回答があった。							
		課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。							
前年29年度	別紙参照	今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。 【ダイバーシティ推進課】当事者を支援するための施策として、性的マイノリティ等の二人が、互いを人生のパートナーとすることを宣誓したことに対して、市として証明書を交付するパートナーシップ宣誓制度を導入する。 【学び支援課】引き続き、「性の多様性」についての理解を深める研修講座を実施し、啓発を進めていく。 【学校教育課】学校への聞き取りを継続して行い、事態把握に努める。 【生涯・学習！推進課】生涯学習プラザの各種事業について、男女共同参画の視点等を考慮して事業を実施していく。							
		評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか 実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください <input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。(その他の特記事項) ↓							
		評価2	(CHECK) 数値目標 目標項目 性の多様性についての啓発講座実施数							
		目標・実績	目標値	年2講座以上	達成年度	33年度	29年度	8講座	30年度	2講座
		実績の評価	<input checked="" type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考			

実施内容	
30 年度	<p>【ダイバーシティ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FMスポット放送 平成30年1月は、1日3回「性的マイノリティ」について放送した。 (地域総合センター) ・地域総合センター神崎「LGBTのこども・若もんの居場所づくりをして、思うこと。」(講師:遠藤まめた 平成30年8月20日) ・地域総合センター神崎「性の多様性のお話とおしゃべり会」(講師:いわたにてるこ 平成30年6月23日) ・地域総合センター神崎 広報誌6月号に「IDOHって、なんですかのん？」を掲載。 ・地域総合センター神の島 広報誌10月号に「LGBTは生産性がない？」掲載。 (女性センター) ・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出。図書リストを作成し館内で配布 ・女性センター1階入り口にあるテレビで、性の多様性について理解を深めるDVDを上映。 ・ギャラリー展で広く市民に啓発した。多様な性について考えよう！」 ・ブックフェア「多様な性について考えよう！」 ・「保育に携わる人のためのスキルアップ講座」講師:辻由起子、テレビエ職員 受講者数:31人 ・「ジェンダー&アートカフェ」講師:中西美穂 受講者数:8人 ・「ハートフルシネマ あした咲く」受講者:22人 <p>【教職員の学び支援課】</p> <p>教職員研修事業:「人権教育研修講座」の実施 日時:平成30年8月20日(月) 場所:教育総合センター テーマ:「多様な性・LGBTと子どもたち」 講師:やっば愛タホ! Idaho-net代表 遠藤 まめた 受講者数:約170名</p> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省作成の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」及び兵庫県教育委員会作成の校内研修資料「『性的マイノリティ』に対する正しい理解のために」を学校教育課が学校に配布し、活用及び啓発を依頼した。 ・学校教育課が学校訪問する機会に、自身の性についての悩みを抱える児童生徒について、聞き取りを実施し、実態把握に努めた。 ・各学校から学校教育課に対象児童生徒について相談があった場合には、文部科学省及び兵庫県教育委員会作成資料に基づき、支援事例等について学校教育課が各学校に情報提供をした。
前年 29 年度	<p>【ダイバーシティ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権問題啓発巡回映画 映画「障がいを越えて」上映 ・全市の映画会 ・FMスポット放送 平成29年10月16日(月)～22日(日)まで1日3回スポット放送 性同一性障害について放送した。 (地域総合センター) ・地域総合センター上ノ島人権問題講演会「楽しく学ぶジェンダー・セクシュアリティ」(講師:弁護士:中岡しゅんさん参加者69人) 平成29年7月12日 LGBTをテーマとして講演会を行った。 ・地域総合センター今北人権問題講演会「あなたの側にいる性的マイノリティ」(講師:一般社団法人日本LGBT協会代表理事 清水展人さん参加者51人) 平成30年3月8日LGBTをテーマとして講演会を行った。 ・地域総合センター南武庫之荘LGBT講演会「性的マイノリティの人権課題と最近の動向について」(講師:宝塚大学教授 日高庸晴さん参加者45人)LGBTをテーマとして講演会を行った。 (女性センター) ・じんけんスタディーツアー「LGBTを知ろう」(講師:内藤れん参加者:43人) 平成29年10月17日(火) LGBTをテーマとして講演会を行った。 ・情報資料室において啓発資料を収集し、閲覧、貸出。図書リストを作成し館内で配布 ・女性センター1階入り口にあるテレビで、性の多様性について理解を深めるDVDを上映。 ・ギャラリー展で広く市民に啓発した。「LGBT展」 ・ブックフェア「LGBT」 ・(地域や団体等連携)「ハートフルシネマ 人権啓発巡回映画会「誰もがその人らしく-LGBT-」、立花ウェルカムパーティー「LGBTの啓発 私らしく生きる」 <p>【市民活動推進課】実施無し</p> <p>【中央公民館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権問題市民啓発映画会(ハートフルシネマ)『映画「誰もがその人らしく」の上映』性の多様性について理解を深めるDVDの上映。 (公社)尼崎人権啓発協会と連携し、公民館で映画会を実施する。映画会のあと、講師による解説や受講生同士の話し合いを行い、人権意識の涵養を図る。 ・中央公民館 日時 平成29年11月14日 23人(男性9人、女性14人) ・大庄公民館 日時 平成29年11月16日 21人(男性6人、女性15人) ・立花公民館 日時 平成29年11月9日 12人(男性4人、女性8人) ・園田公民館 日時 平成29年12月1日 31人(男性4人、女性27人) <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省作成の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」及び兵庫県教育委員会作成の校内研修資料「『性的マイノリティ』に対する正しい理解のために」を学校教育課が学校に配布し、活用及び啓発を依頼した。 ・学校教育課が学校訪問する機会に、自身の性についての悩みを抱える児童生徒について、聞き取りを実施し、実態把握に努めた。 ・各学校から学校教育課に対象児童生徒について相談があった場合には、文部科学省及び兵庫県教育委員会作成資料に基づき、支援事例等について学校教育課が各学校に情報提供をした。 <p>【教職員の学び支援課】</p> <p>教職員研修事業:「人権教育研修講座」の実施 [日時] 平成29年7月21日(金)[場所]教育総合センター [テーマ] 「LGBTを学ぶ～だれもが自分らしく生きるために～」 [講師]NPO法人 LGBTの家族と友人をつなぐ会 理事 いわたにてるこ [受講者数]170名</p>

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局 総務局	課	ダイバーシティ推進課 情報公開・統計担当	事業番号	1312
事業概要 (PLAN)					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	3 性の多様性に配慮した人権の尊重				重点方針 <input type="radio"/>
施策の方向	1 性の多様性に配慮した人権の尊重				
事業番号/ 事業名	1312 性別表記の見直し				
事業内容	性的マイノリティの人権擁護の観点から、申請書や証明書等の公文書について性別記載欄見直しの徹底を図る。				
29年度に 向けた 方向性 (PLAN)	<p>【課題】 公文書における性別表記のあり方について、全庁的な職員の認識として定着させる必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 (情報活用・公開担当)引き続き文書研修等の機会に周知・啓発を図っていく。 (ダイバーシティ推進課)申請書等の公文書の性別欄について調査し、性的マイノリティの人権擁護の観点から性別記載欄見直しを図るようガイドラインを設けることを検討する。</p>				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	<p>※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。</p>				
30 年度	<p>【ダイバーシティ推進課】 本市における帳票等の性別記載欄については、各所管課で帳票を作成する際には、従前より、性的マイノリティの人権擁護の観点から、不都合がなければ設けないこととされていたが、改めて、帳票のうち性別記載欄の削除が可、不可である帳票数の実態を把握するための全庁調査を平成30年8月に実施し、性的マイノリティの人権擁護の観点から、男女共同参画審議会の意見聴取を経て、「公文書における性別記載欄の見直しについて(指針)」を策定した。 指針においては、性別記載欄が必要でない場合は削除し、必要な場合であっても男女2択に依らない4択による表記方法(男、女、その他()、回答しない)、あるいは性別()とし自由記載する方法を採用するなど、見直しを図るよう平成31年3月に全庁的に周知した。</p> <p>【情報公開・統計担当】 庁内職員向け文書事務研修及び新規採用職員向け文書事務研修を実施し、申請書類等に不要な性別標記欄を設けないよう指導した。</p>				
前年 29 年度	<p>【情報公開・統計担当】 尼崎市文書作成要領の作成に伴い文書研修を実施し、申請書類等に不要な性別標記欄を設けないよう指導した。</p>				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
を入れてください					
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	<p>【ダイバーシティ推進課】 ガイドライン策定をきっかけとし、性的マイノリティの方への理解を深め、性の多様性に配慮するという意識を高める必要がある。</p> <p>【情報公開・統計担当】 公文書における性別表記のあり方について、全庁的な職員の認識として定着させる必要がある。</p>				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	<p>【ダイバーシティ推進課】 全庁調査において性別記載欄の削除が可であるとした帳票は、当指針により、令和2年1月までにすべての削除が完了する予定となっている。性別記載欄の削除とともに、庁内的に性的マイノリティの人権について意識を高めるため、職員研修などを実施していく。</p> <p>【情報公開・統計担当】 引き続き、研修等の機会をとらえて周知・啓発を図っていく。</p>				

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	こども青少年局	課	こども福祉課	事業番号	1411		
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶	実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
方針	4 ひとり親家庭などの自立の支援 重点方針						
施策の方向	1 母子・父子家庭の自立の支援						
事業番号/事業名	1411 母子父子自立支援員等による就労等の支援(再掲)	を入れてください					
事業内容	母子家庭または父子家庭が抱える様々な悩みについて相談を受け、具体的に問題解決を図るとともに、弁護士と相談を行う特別相談事業を実施する。相談内容は、離婚前の養育費取得、離婚の取り決め方法、生活・就労相談等である。また、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、母子家庭の母または父子家庭の父の就労等の支援を行う。	評価2 (CHECK) 数値目標					
30年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】 概ね施策の方向に沿った取組を進めている。 【今後の方向性】 児童扶養手当新規請求時に未就労の者には、母子父子自立支援員による就労支援を行うとともに、同手当現況届受付時には、就労支援窓口を併設し就労相談を実施している。今後もハローワークと連携しながら、就労支援を継続していく。	目標項目					
参考	関連する計画	目標・実績	目標値	達成年度	年度 29年度	30年度	
		実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。	評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容					
30年度	別紙参照	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について					
		課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
		支援者の就労への要求が多様化しているため、支援者のニーズにあった支援が必要である。					
前年29年度	別紙参照	今後の方向性 (ACTION)	※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
		引き続き、児童扶養手当新規請求時に未就労の者には、母子父子自立支援員による就労支援を行うとともに、同手当現況届受付時には、就労支援窓口を併設し就労相談を実施する。今後もハローワークと連携しながら一人ひとりのニーズにあった、就労支援を継続していく。					

24 別紙

1411 別紙

実施内容					
30 年度	母子家庭相談受付件数	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績	ひとり親家庭の自立を支援するために、母子父子自立支援員による生活相談や就労支援を進めている。中でも家庭紛争に係る相談については、相談者と同行し、関係所管に状況を伝達しながらつないでおり、寄り添い型の支援を心掛けている。 なお、母子貸付金関係については、県への報告にあわせて、文書による郵送のみの償還の督促も含めていたが、平成30年度より、面談又は電話による場合のみ計上することとしたため、実績は減少した。
	生活一般関係	2,605	1,923	1,818	
	（うち家庭紛争）	132	43	45	
	（うち就労）	474	403	338	
	児童関係	425	303	261	
	経済的支援・生活援護	1,459	3,125	2,856	
	（うち、母子貸付金関係）	406	2,488	2,408	
	父子家庭相談受付件数	115	47	62	
	生活一般関係	56	23	39	
	（うち家庭紛争）	23	0	0	
	（うち就労）	2	6	4	
	児童関係	19	9	7	
	経済的支援・生活援護	40	15	16	
	（うち、父子貸付金関係）	2	0	0	
※1人が多岐にわたる内容について、複数回継続して相談することもあり、のべ相談件数を計上弁護士と相談を行う特別相談事業					
前年 29 年度	特別相談件数	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績	ひとり親家庭の自立を支援するために、母子父子自立支援員による生活相談や就労支援を進めている。中でも家庭紛争に係る相談については、相談者と同行し、関係所管に状況を伝達しながらつないでおり、寄り添い型の支援を心掛けている。 なお、母子貸付金関係については、県への報告にあわせて、文書による郵送のみの償還の督促も含めていたが、平成30年度より、面談又は電話による場合のみ計上することとしたため、実績は減少した。
		36	33	25	
	母子家庭相談受付件数	平成29年度実績	平成28年度実績	平成27年度実績	
	生活一般関係	5,351	4,935	4,988	
	（うち家庭紛争）	1,923	1,818	1,995	
	（うち就労）	43	45	55	
	（うち就労）	403	338	321	
	児童関係	303	261	300	
	経済的支援・生活援護	3,125	2,856	2,693	
	（うち、母子貸付金関係）	2,488	2,408	2,238	
	父子家庭相談受付件数	47	62	45	
	生活一般関係	23	39	20	
	（うち家庭紛争）	0	0	0	
	（うち就労）	6	4	4	
児童関係	9	7	11		
経済的支援・生活援護	15	16	14		
（うち、父子貸付金関係）	0	0	0		
※1人が多岐にわたる内容について、複数回継続して相談することもあり、のべ相談件数を計上弁護士と相談を行う特別相談事業					
特別相談件数	平成29年度実績	平成28年度実績	平成27年度実績		
	33	25	31		

24 別紙

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	こども青少年局	課	こども福祉課	事業番号	1412										
事業概要 (PLAN)	基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 方針 4 ひとり親家庭などの自立の支援 重点方針 施策の方向 1 母子・父子家庭の自立の支援 事業番号/事業名 1412 母子家庭等自立支援給付金事業 事業内容 母子家庭の母または父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、自立支援のための施策を実施する。(自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金事業) 30年度に向けた方向性 (PLAN) 【課題】概ね施策の方向に沿った取組を進めている。 【今後の方向性】リーフレットを、児童扶養手当の受給者宛てに同手当現況届の案内文書と一緒に同封し、今後も同様に制度の周知を図り、活用を促す。														
参考	関連する計画														
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。														
30年度	<支給対象者> 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある者 <事業内容> 1 自立支援教育訓練給付金 市が指定する教育訓練講座の受講料の60%(雇用保険対象者は、40%)に相当する額(20万円を限度)を修了後に支給する。(対象講座) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座(情報処理・コンピューター、簿記、医療、ホームヘルパー、介護養成等) (実績) 平成30年度:11件618,788円 2 高等職業訓練促進給付金 看護師等の資格を取得するため、1年以上養成機関等で修業する期間中、住民税非課税世帯には月額100,000円、課税世帯には月額70,500円を支給する。また、一時金として修業期間終了後、50,000円もしくは25,000円を課税状況により支給する。(対象資格) 看護師(准看護師) 介護福祉士 理学療法士 保育士 作業療法士 歯科衛生士 美容師 社会福祉士 製菓衛生師 調理師 (実績) 平成30年度:31件32,151,500円														
前年29年度	<支給対象者> 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある者 <事業内容> 1 自立支援教育訓練給付金 市が指定する教育訓練講座の受講料の60%(雇用保険対象者は、40%)に相当する額(20万円を限度)を修了後に支給する。(対象講座) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座(情報処理・コンピューター、簿記、医療、ホームヘルパー、介護養成等) (実績) 平成29年度:14件607,637円 2 高等職業訓練促進給付金 看護師等の資格を取得するため、1年以上養成機関等で修業する期間中、住民税非課税世帯には月額100,000円、課税世帯には月額70,500円を支給する。また、一時金として修業期間終了後、50,000円もしくは25,000円を課税状況により支給する。(対象資格) 看護師(准看護師) 介護福祉士 理学療法士 保育士 作業療法士 歯科衛生士 美容師 社会福祉士 製菓衛生師 調理師 (実績) 平成29年度:29件28,023,500円														
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか 実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください <input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓														
評価2	(CHECK) 数値目標 目標項目 目標・実績 <table border="1"> <tr> <th>目標値</th> <th>達成年度</th> <th>年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 実績の評価 <input type="checkbox"/> 達成している <input type="checkbox"/> 下回った 備考					目標値	達成年度	年度	29年度	30年度					
目標値	達成年度	年度	29年度	30年度											
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について														
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。														
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。														
制度をひとり親家庭へ広く周知をしていくことが課題である。 リーフレットを、児童扶養手当の受給者宛てに同手当現況届の案内文書と一緒に同封し周知を図っているが、今後も同様に制度の周知を図り、活用を促す。															

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	都市整備局	課	住宅管理担当	事業番号	1413		
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶	実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
方針	4 ひとり親家庭などの自立の支援 重点方針		を入れてください				
施策の方向	1 母子・父子家庭の自立の支援						
事業番号/事業名	1413 市営住宅への優先入居の実施(母子・父子世帯等)	評価2 (CHECK) 数値目標					
事業内容	2戸以上募集を行う住宅について、募集戸数の3割を優先枠として、優先世帯のみで抽せんを行う。(抽せんに漏れた場合、一般抽せん枠で再度抽せん)	目標項目					
30年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】現在の募集方法では、母子・父子・若年世帯について、収入基準月額が公営住宅等であれば158,000円以下、改良住宅等であれば114,000円以下でないと、入居できない状況である。 【今後の方向性】昨年、尼崎市では、尼崎市営住宅等審議会を行い、家賃改定や募集割れ空き住宅の入居促進等を議題としており、その中で、4・5階の空家が多く、住宅の高齢化率が高いことから、子育て世帯や母子・父子世帯などの若年層の入居促進を図る旨の答申を得た。既存の裁量階層世帯である小学校就学前世帯を子育て世帯(中学校を卒業するまでの子供がいる世帯)とし、また、新たに若年世帯、母子・父子世帯を裁量階層世帯に設け、公営住宅等であれば214,000円以下、改良住宅等であれば139,000円以下まで収入基準月額も緩和し、若年層の入居促進を図ろうと考えている。	目標実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
参考	関連する計画	実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。	評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容					
30年度	平成30年度 母子・父子世帯の優先入居について ○第1回募集 募集戸数(122戸)、母子・父子・若年世帯の3割優先の募集戸数(16戸)、母子・父子・若年世帯の優先入居決定数(11戸) ○第2回募集 募集戸数(96戸)、母子・父子・若年世帯の3割優先の募集戸数(10戸)、母子・父子・若年世帯の優先入居決定数(5戸) ○合計 募集戸数(218戸)、母子・父子・若年世帯の3割優先の募集戸数(26戸)、母子・父子・若年世帯の優先入居決定数(16戸)	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について					
		課題 (CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。					
前年29年度	平成29年度 母子・父子世帯の優先入居について ○第1回募集 募集戸数(142戸)、母子・父子・若年世帯の3割優先の募集戸数(13戸)、母子・父子・若年世帯の優先入居決定数(5戸) ○第2回募集 募集戸数(138戸)、母子・父子・若年世帯の3割優先の募集戸数(14戸)、母子・父子・若年世帯の優先入居決定数(5戸) ○合計 募集戸数(280戸)、母子・父子・若年世帯の3割優先の募集戸数(27戸)、母子・父子・若年世帯の優先入居決定数(10戸)	現在の募集方法では、母子・父子・若年世帯について、収入基準月額が公営住宅等であれば158,000円以下、改良住宅等であれば114,000円以下でないと、入居できない状況である。 今後の方向性 (ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。 尼崎市営住宅等審議会を行い、家賃改定や募集割れ空き住宅の入居促進等を議題としており、その中で、4・5階の空家が多く、住宅の高齢化率が高いことから、子育て世帯や母子・父子世帯などの若年層の入居促進を図る旨の答申を得た。既存の裁量階層世帯である小学校就学前世帯を子育て世帯(中学校を卒業するまでの子供がいる世帯)とし、また、新たに若年世帯、母子・父子世帯を裁量階層世帯に設け、公営住宅等であれば214,000円以下、改良住宅等であれば139,000円以下まで収入基準月額も緩和し、若年層の入居促進を図ろうと考えている。					

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	こども青少年局	課	こども入所支援担当、保育管理課、こども福祉課	事業番号	1414										
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか													
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶	実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓												
方針	4 ひとり親家庭などの自立の支援 重点方針														
施策の方向	1 母子・父子家庭の自立の支援														
事業番号/事業名	1414 ひとり親家庭への保育サービスの提供	を入れてください	評価2 (CHECK) 数値目標												
事業内容	ひとり親家庭に対しては、保育施設入所調整における利用調整指数を加算し、保育の必要性がより高い家庭として利用調整を行う。保育所では、通常保育、障害児保育、延長保育、0歳児保育等を継続実施する中で、可能な範囲で保育サービスの充実(0歳児保育など)を図り、待機児童の解消に努める。また、病気やその回復期の児童を一時的に、保護・看護するため、病児・病後児保育事業を実施する。	目標項目													
30年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】 【こども入所支援担当、保育管理課】定員増を上回る保育需要の増により、平成30年4月時点の待機児童数は156人と、前年に比べて69人増加した。 【こども家庭支援課】概ね施策の方向に沿った取組を進めている。 【今後の方向性】 【保育管理課、こども入所支援担当】今後においても引き続き受入枠の拡大を図るとともに、利用に至っていない世帯に対してはアフターフォローコール等によるきめ細かな対応を継続していく。公立保育所の中で施設の老朽化が進んでいる保育所については施設の建替えを計画的に行うなかで、子育て支援機能の充実を図る。 【こども家庭支援課】実施施設は、平成27年度2カ所から平成28年度は3カ所に増設し、平成29年度は4カ所へ増設した。今後は、利用状況を把握しながら定着を図る。	目標・実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標値</th> <th>達成年度</th> <th>年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				目標値	達成年度	年度	29年度	30年度					
目標値	達成年度	年度	29年度	30年度											
参考	関連する計画	子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進行動計画													
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。														
30年度	別紙参照	評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について													
前年29年度	別紙参照	課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。												
		【こども入所支援担当】平成31年4月時点の待機児童数は148人と、前年に比べて8人減少したが、未入所児は47人増加した。 【保育管理課】今後建替えを予定している杭瀬保育所、次屋保育所、武庫南保育所について、建替え用地の確保ができていない。 【こども福祉課】感染症流行期に需要が急激に増加・集中し利用できない場合がある。													
		今後の方向性 (ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。													
		【こども入所支援担当】今後においても引き続き受入枠の拡大を図るとともに、利用に至っていない世帯に対してはアフターフォローコール等によるきめ細かな対応を継続していく。 【保育管理課】公立保育所として残る9カ所のうち、施設の老朽化が進んでいる6所については施設の建替えを計画的に行うなかで、子育て支援機能の充実を図るために速やかに建替え用地を確保する。 【こども福祉課】実施施設4カ所での利用者の状況、感染症流行期等の需給状況を見ながら今後の計画に活かしていく。													

27 別紙

1414 別紙

実施内容	
30 年度	<p>【こども入所支援担当】 保育施設等入所調整における利用調整指数の加点を行い、保育の必要性がより高い家庭として利用調整を行った。 ひとり親家庭のうち所得が低い世帯(年収約360万円未満)に対しては、国の幼児教育の段階的無償化の取組である保育料の軽減措置策を引き続き実施し、第1子の保育料を市民税非課税世帯階層(B2階層)と同額、第2子以降の保育料を無償とした。 婚姻歴のないひとり親家庭の保護者については税法上の寡婦(夫)控除が適用されないことを踏まえるなかで、保育料算定に際しては寡婦(夫)控除をみなし適用し保育料算定を行う軽減策を引き続き実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月の利用児童数7,725人(うち、ひとり親家庭993人) ・平成30年4月の待機児童数156人(うち、ひとり親家庭14世帯15人) ・一時預かり事業の実施(公立2か所/延べ2,160人、私立31か所/延べ17,037人) ・延長保育の実施(公立21か所/延べ15,111人、私立87か所/延べ140,349人) <p>【保育管理課】 ・保育施設等の利用者数は増加し続けており、就労形態の多様化等を背景に保育ニーズも多様化している。待機児童解消のため、既存施設の増改築や小規模保育事業の公募を行うなど134人の定員を拡大した。また、延長保育や障害児保育、0歳児保育を引き続き実施した。 ・老朽化が進んでいる公立保育所のうち、2所において改築のための設計委託業務を実施した。 ・公立保育所の建替えに伴い、今後の公立保育所に必要な機能を付加したモデル保育所として、園田保育所(平成26年度実施)及び塚口保育所(平成27年度実施)の2所において一時預かり事業を実施した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公立)育児相談・各保育所で懇談会(個人・クラス別)、家庭訪問・園庭開放・保育体験等の機会に育児相談を適宜実施 ・乳児保育の実施(公立8ヶ所、私立59ヶ所) ・障害児保育の実施 <p>【こども福祉課】 平成30年度 病児・病後児保育事業利用実績 小中島診療所 636人 高原クリニック 709人 堀内小児科 817人 兵庫県立尼崎総合医療センター144人 合計2,306人</p>
前年 29 年度	<p>【こども入所支援担当】 保育施設等入所調整における利用調整指数の加点を行い、保育の必要性がより高い家庭として利用調整を行った。 ひとり親家庭のうち所得が低い世帯(年収約360万円未満)に対しては、国の幼児教育の段階的無償化の取組である保育料の軽減措置策を拡充し、第1子の保育料を市民税非課税世帯階層(B2階層)と同額、第2子以降の保育料を無償とした。 婚姻歴のないひとり親家庭の保護者については税法上の寡婦(夫)控除が適用されないことを踏まえるなかで、保育料算定に際しては寡婦(夫)控除をみなし適用し保育料算定を行う軽減策を引き続き実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月の入所児童数7,582人(うち、ひとり親家庭約1,000人) ・平成29年4月の待機児童数87人(うち、ひとり親家庭4世帯5人) ・一時預かり事業の実施(公立2か所/延べ2,213人、私立30か所/延べ16,721人) ・延長保育の実施(公立21か所/延べ16,915人、私立81か所/延べ145,173人) <p>【保育管理課】 ・保育施設等の利用者数は増加し続けており、就労形態の多様化等を背景に保育ニーズも多様化している。待機児童解消のため、既存施設の増改築や小規模保育事業の公募を行うなど134人の定員を拡大した。また、延長保育や障害児保育、0歳児保育を引き続き実施した。 ・公立保育所の建替えに伴い、今後の公立保育所に必要な機能を付加したモデル保育所として、園田保育所(平成26年度実施)及び塚口保育所(平成27年度実施)の2所において一時預かり事業を実施した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公立)育児相談・各保育所で懇談会(個人・クラス別)、家庭訪問・園庭開放・保育体験等の機会に育児相談を適宜実施 ・乳児保育の実施(公立8ヶ所、私立59ヶ所) ・障害児保育の実施 <p>【こども家庭支援課】 平成29年度 病児・病後児保育事業利用実績 小中島診療所 662人 高原クリニック 823人 堀内小児科 822人 兵庫県立尼崎総合医療センター244人 合計2,551人</p>

27 別紙

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	健康福祉局	課	南部福祉相談支援課、北部福祉相談支援課	事業番号	1415
事業概要 (PLAN)	基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 方針 4 ひとり親家庭などの自立の支援 重点方針 施策の方向 1 母子・父子家庭の自立の支援 事業番号/事業名 1415 生活困窮者自立相談支援事業(しごと・くらしサポートセンター尼崎) 事業内容 自立相談支援窓口を設置し、経済的な問題、健康上の課題、社会的な孤立など様々な課題を抱え、仕事探しや暮らしに困っている方、その家族などからの相談に応じるとともに、課題の解決に向けて継続的な支援が必要な方については、関係機関との連携のもと、必要な支援を行う 30年度に向けた方向性 (PLAN) 【課題】子どもの養育や見守りといった時間制約や就労経験の不足、ブランクなどにより、すぐに正規雇用での就職に至らない場合がある。相談者によって、世帯の状況、課題、希望などさまざま。相談者の状況に応じて、幅広く対応する必要がある。 【今後の方向性】子どもの成長とともに、世帯の課題も変化するため、ハローワーク尼崎、ワークサポートあまがさきと連携し、長期的な視点を持ちながら段階的に就労支援を行う。相談者の状況を理解し、対応してくれる事業所を開拓し、職業紹介を行う。長期的な就労先確保に向けて、職業訓練やステップアップできる就労先の確保を行う。育児、健康問題など悩みを抱える相談者には、保健、福祉、子育て部門、専門機関などと連携し、早期問題解決を図る。				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	「しごと・くらしサポートセンター尼崎」では、母子・父子家庭を含め対象者を限定せず、相談支援員、就労自立支援員が生活全般の相談や就労に関する幅広い相談に対応し、相談者の状況に応じた支援メニューを提供している。ひとり親家庭の場合、就労時間等に制限があり、既存の求人ではマッチングできないことがあるため、相談者の状況に応じた事業所を新規に開拓し、職業紹介するとともに、就職後のフォローもしている。学習環境が整っていないなどの課題がある家庭には、生活困窮者学習支援事業を利用して、学習機会や居場所を提供している。養育費、多重債務などの法的な問題を抱えている相談者には、生活困窮者等法的支援事業を利用して、弁護士からの専門的な助言を受け、早期問題解決を図っている。H30.1月から市内南北に保健福祉センターを設置。福祉・保健部門が同じ建物の中に配置されることで、情報の共有などで連携が取りやすくなり、早い段階で必要な支援に繋げる、繋がれることができるようになった。				
前年29年度	引き続き、「しごと・くらしサポートセンター尼崎」において、母子・父子家庭を含め対象者を限定せず、幅広い相談に断ることなく対応。相談支援員が生活全般の相談に応じ、就労自立支援員が意欲喚起からマッチングまで段階的な就労支援を行っている。ひとり親家庭の場合、育児等で就労時間、場所、内容に制限があり、ハローワークですぐに就職できないこともあるため、相談者の状況に応じた事業所を開拓し、職業紹介を行っている。学習環境が整っていないなどの課題がある家庭には生活困窮者学習支援事業を利用して、学習機会や居場所を提供している。養育費、多重債務などの法的な問題を抱えている相談者には、生活困窮者等法的支援事業を利用して、弁護士からの専門的な助言を受け、早期問題解決を図っている。H30.1月からは市内南北に保健福祉センターを設置。福祉・保健部門が同じ建物の中に配置されることで、総合的な支援、早期に相談支援につなげることができるようになった。				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか 実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください				
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	育児による時間の制約やブランク、就労経験の不足など、すぐに就労に結びつかない場合がある。相談者ごとの様々な状況に対応することが必要となる。				
	子どもの成長や、親自身の状況など、世帯の課題も年々変化していくため、長期的な視点に立ちながら段階的に支援を行う。既存の求人で相談者の希望する条件に合うものがなければ、相談者の状況を理解し、配慮してくれる事業所を開拓、職業紹介を行う。就労以外で、育児や健康問題、債務整理など法的な問題を抱える相談者には、保健や福祉、子育て、専門機関と連携し、早期に問題解決を図る。				

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	総合政策局	課	都市政策課	事業番号	1416									
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか													
実施できた項目に ☑ を入れてください	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓													
	評価2 (CHECK) 数値目標 目標項目 目標・実績 <table border="1"> <tr> <td>目標値</td> <td>達成年度</td> <td>年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>達成している</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>下回った</td> <td>備考</td> </tr> </table>					目標値	達成年度	年度	29年度	30年度	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った
目標値	達成年度	年度	29年度	30年度										
<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考										
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容													
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について													
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。													
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。													
制度を開始した平成27年度(適用人数20人)から適用人数があまり伸びておらず、引き続き制度の周知が課題と考えている。 制度の対象者に個別に周知することは困難であり、引き続き、HP等を活用し、潜在的な対象者を含めた方への周知に努めるとともに、各担当課との連携に努める。														

事業概要 (PLAN)	基本目標 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	4 ひとり親家庭などの自立の支援				重点方針
施策の方向	1 母子・父子家庭の自立の支援				
事業番号/事業名	1416 寡婦(夫)控除のみなし適用				
事業内容	婚姻歴のないひとり親家庭には税法の定める「寡婦(夫)控除」が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、同じひとり親家庭であるにもかかわらず、保育所保育料等の算定等において、負担額の格差が生じる場合があり、婚姻歴の有無により寡婦(夫)控除が受けられないひとり親家庭に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用して子育てに関連するサービス等の利用料等の算出を行い、負担の公平化を図る。 なお、対象事業については、平成30年度の国の法改正に伴い、制度開始時の32事業(本市独自制度)から37事業(本市独自制度15事業、国制度22事業)に変更している。				
30年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】 当該制度は、平成27年度から実施していることからまずは、その周知が課題と考えており、制度の適用人数を評価基準としている。 【今後の方向性】 制度の対象者に個別に周知することは困難であり、引き続き、HP等を活用し、潜在的な対象者を含めた方への周知に努めるとともに、各担当課との連携に努める。				
参考	関連する計画	該当なし			
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	税法上の寡婦(夫)控除が適用されない、婚姻歴のないひとり親家庭の子育てを支援するため、平成27年7月1日より、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、認定を受けると、保育所・幼稚園の保育料や市営住宅の使用料など、各種制度が減額される場合がある。 なお、寡婦(夫)控除のみなし適用の認定を受けても、所得の状況により、各種制度が減額にならない場合があり、また、みなし適用のため、税法上の控除を受けることはできない。(実施内容については、昨年度と同様である) ・平成30年度 適用人数 27人				
前年29年度	税法上の寡婦(夫)控除が適用されない、婚姻歴のないひとり親家庭の子育てを支援するため、平成27年7月1日より、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、認定を受けると、保育所・幼稚園の保育料や市営住宅の使用料など、各種制度が減額される場合がある。 なお、寡婦(夫)控除のみなし適用の認定を受けても、所得の状況により、各種制度が減額にならない場合があり、また、みなし適用のため、税法上の控除を受けることはできない。(実施内容については、昨年度と同様である) ・平成29年度 適用人数 22人				

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	健康福祉	課	包括支援担当	事業番号	1511
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
を入れてください					
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
30年度	(CHECK) 男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
前年29年度	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				

事業概要	(PLAN)				
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	5 障害者・高齢者福祉における配慮 重点方針				
施策の方向	1 障害者・高齢者の生活自立支援・人権擁護				
事業番号/事業名	1511 高齢者等の総合相談・支援事業、権利擁護事業				
事業内容	高齢者等に対する虐待の防止・相談・対応、孤立、生活困窮といった相談に対し支援を行う。12か所の地域包括支援センターの虐待対応の均一化を図るため、作成した「高齢者虐待防止マニュアル」(平成27年9月改定)を活用し、高齢者虐待に対応していく。				
30年度に向けた方向性	【課題】虐待の防止・相談・対応、孤立、生活困窮といった相談に対する支援を行っていく上で、まだまだ体制整備が必要な事項がある。(対応の平準化、インフォーマルな社会資源情報の収集、関係機関とのネットワーク形成等) 【今後の方向性】平成29年11月より、包括支援担当及び市内12箇所の地域包括支援センターが集まり、本市における虐待対応フロー・役割分担など課題解決のため協議を行う「虐待対応検討会議」を実施。厚生労働省が平成30年度に改訂した「高齢者虐待防止マニュアル」に沿った、本市対応力強化の取り組みを検討している。				
参考	関連する計画	介護保険事業計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画			
実施内容	(DO) ※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	地域において包括的に高齢者を支援する拠点として、地域包括支援センターを市内に12箇所設置している。地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が、総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護を実施している。 【具体的取組】 1. 虐待の防止・相談・対応、孤立、生活困窮といった相談に対する支援 (1) 地域包括支援センターでの総合相談・権利擁護業務等を通じ、高齢者の多様な生活課題への対応を行っている。 平成30年度においては、12地域包括支援センターで、のべ 67,400名の相談、虐待に関する相談対応2,783件、成年後見に関する相談対応1,388件に対応した。 (2) 虐待の防止・相談・対応、孤立、生活困窮における研修・啓発活動等を開催 平成30年度は、中堅民生委員に対し、地域ケア会議で取り上げられた事例検討に係る研修を実施した。地域包括支援センター職員においても、「司法と福祉の連携」、「大人の発達障害」、「地域包括支援センターにおけるチームアプローチ」等の支援に関する研修を企画し、援助技術の研鑽に努めた。 2. 高齢者虐待防止マニュアルの活用 ホームページに掲載し、庁内外で対応方法の周知・均一化に努めている。虐待対応の実務においても、本マニュアルを有効活用出来ている。				
前年29年度	地域において包括的に高齢者を支援する拠点として、地域包括支援センターを市内に12箇所設置している。地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が、総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護を実施している。 【具体的取組】 1. 虐待の防止・相談・対応、孤立、生活困窮といった相談に対する支援 (1) 地域包括支援センターでの総合相談・権利擁護業務等を通じ、高齢者の多様な生活課題への対応を行っている。 平成29年度においては、12地域包括支援センターで、のべ 71,206名の相談に対応した。 相談の一環として91件の高齢者虐待通報を受理し、90件を養護者による新規の虐待として認定し、支援を行った。 (2) 虐待の防止・相談・対応、孤立、生活困窮における研修・啓発活動等を開催 平成29年度は、あらたに介護保険施設従事者向けの虐待啓発に係る研修を実施した。また、成年後見等支援センターと共催で、「成年後見」をテーマにしたフォーラムを開催し、広く権利擁護の啓発に努めた。(約200名が参加) 地域包括支援センター職員においても、「触法高齢者」、「大人の発達障害」等の支援に関する研修を企画し、援助技術の研鑽に努めた。 2. 高齢者虐待防止マニュアルの活用 ホームページに掲載し、庁内外で対応方法の周知・均一化に努めている。虐待対応の実務においても、本マニュアルを有効活用出来ている。				

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	危機管理安全局	課	消費生活センター・計量担当課	事業番号	1512
事業概要 (PLAN)					
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
方針	5 障害者・高齢者福祉における配慮 重点方針				
施策の方向	1 障害者・高齢者の生活自立支援・人権擁護				
事業番号/ 事業名	1512 高齢者の消費者被害の相談・啓発				
事業内容	高齢者の消費者被害に対する相談や啓発を行う。				
30年度に 向けた 方向性 (PLAN)	<p>【課題】 認知症などにより、記憶力の低下する高齢者が増加していく中、60歳以上の消費者を狙った被害が全体の約4割を占めている。</p> <p>【今後の方向性】 庁内福祉関係機関の会議で情報交換を引き続き行うとともに、市内で発生している消費者被害情報を発信し、高齢者の被害の未然防止を図っていく。</p>				
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	<p>※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。</p>				
30 年度	<p>高齢者を狙った悪徳商法や新たな詐欺等が多発し、その手口も益々巧妙となっていることから、啓発による未然防止と消費生活相談による早期解決の両輪で取り組んでいる。</p> <p>その中で、啓発については、巡回講座などを行い、老人クラブの会合などに消費生活相談員を派遣して、点検商法など悪徳商法の手口等の啓発を行い、高齢者が消費者トラブルに陥らないよう呼び掛けている。さらに、高齢者向けの宅配弁当配送を実施している民間事業者と協定を締結し、消費者トラブルの被害防止を目的とした啓発チラシを配達時に月1回同封するなどの取組も行っている。</p> <p>更に、平成30年度からは市内各地域包括支援センター(12カ所)に毎月、国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報」(各20部)を新たに提供し、注意を呼びかけている。</p> <p>また、消費生活相談(30年度実績3,418件)のうち、助言による自主交渉やあっせんによる解決率は平成30年度が97.8%で平成29年度の97.3%と比較し同水準で、かつ、高い水準で推移していることから、高齢者からの相談も含めて相談業務が効果的に機能している状況である。</p>				
前年 29 年度	<p>高齢者を狙った悪徳商法や新たな詐欺等が多発し、その手口も益々巧妙となっていることから、啓発による未然防止と消費生活相談による早期解決の両輪で取り組んでいる。</p> <p>その中で、啓発については、巡回講座など老人クラブの会合などに消費生活相談員を派遣して、点検商法など悪徳商法の手口等の啓発を行い、高齢者が消費者トラブルに陥らないよう呼び掛けている。さらに、高齢者向けの宅配弁当配送を実施している民間事業者と協定を締結し、消費者トラブルの被害防止を目的とした啓発チラシを配達時に月1回同封するなどの取組も行っている。</p> <p>また、消費生活相談(29年度実績3,036件)のうち、助言による自主交渉やあっせんによる解決率は平成29年度が97.3%で平成28年度の97.4%と比較し同水準で、かつ、高い水準で推移していることから、高齢者からの相談も含めて相談業務が効果的に機能している状況である。</p>				
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた 項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとられずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
を入れてく ださい					
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成 年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	認知症などにより、記憶力の低下する高齢者が増加していく中、60歳以上の消費者を狙った被害が全体の約4割を占めている。				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	庁内福祉関係機関の会議で情報交換を引き続き行うとともに、市内で発生している消費者被害情報を発信し、高齢者の被害の未然防止を図っていく。				

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

事業概要 (PLAN)	
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶
方針	5 障害者・高齢者福祉における配慮 重点方針
施策の方向	1 障害者・高齢者の生活自立支援・人権擁護
事業番号/事業名	1513 障害者虐待防止対策事業
事業内容	障害者虐待に係る通報受付や相談・指導、啓発活動等を実施する。
30年度に向けた方向性 (PLAN)	<p>【課題】 障害者虐待の防止対策については、被害者への適切な支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であり、より高度な知識と専門性・即応性が求められている。また、障害者虐待防止法の制度内容や虐待通報先を記載したパンフレット等を作成・配布して周知に努めているが、その認知度は依然として低い状況が続いている。</p> <p>【今後の方向性】 障害者虐待の防止対策については、「障害者虐待防止センター」において、引き続き、専門性や即応性を有する人材の確保・育成に努めるとともに、夜間・休日の場合であっても緊急対応が円滑に行えるよう、支援機関との連携強化に取り組んでいく。また、ホームページやパンフレット等により、当該センターや緊急通報先の一層の周知を図るとともに、虐待防止の意識の醸成に努めていく。</p>
参考	関連する計画
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。
30年度	<p>【障害者虐待防止対策事業】 (実施概要) 平成30年1月に開設した保健福祉センターを「障害者虐待防止センター」と位置付けて、常時の通報受付体制を確保しており、平成30年度の通報・相談件数は47件(うち、虐待認定 5件)となっている。また、当該センターや緊急通報先の周知を図るため、パンフレットやチラシを作成し、公共施設へ設置するほか、相談支援事業所や当事者が集まる会議体等で配布した。</p> <p>(支援内容) ・ 障害者虐待に係る通報・届出の受理 ・ 養護者による障害者虐待の防止 ・ 養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護に係る相談、指導、助言 ・ 養護者による障害者虐待を受けた障害者を一時保護するための居室の確保 ・ 啓発活動</p> <p>(主な実績) 障害者虐待に係る通報・相談件数 平成30年度： 47件(うち、虐待と認定したもの5件) 平成29年度： 21件(うち、虐待と認定したもの1件) 平成28年度： 19件(うち、虐待と認定したもの1件) 平成27年度： 33件(うち、虐待と認定したもの4件)</p>
前年29年度	<p>【障害者虐待防止対策事業】 (実施概要) 平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に対応するため、障害福祉課をはじめ庁内関係課の連携のもと、「障害者虐待防止センター」機能を持つ機関として、障害者虐待に係る通報や届出を受けるとともに、委託相談支援事業所の協力により、随時必要な支援を行い、平成25年度からは、被害者の生命や身体に危険が及ぶ場合、一時的に保護する場所を確保している。また、平成30年1月に開設した保健福祉センターに「障害者虐待防止センター」を設置するとともに、夜間・休日の虐待通報に係る電話受付業務を民間会社に委託することで、常時の通報受付体制を確保した。</p> <p>(支援内容) ・ 障害者虐待に係る通報・届出の受理 ・ 養護者による障害者虐待の防止 ・ 養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護に係る相談、指導、助言 ・ 養護者による障害者虐待を受けた障害者を一時保護するための居室の確保 ・ 啓発活動</p> <p>(主な実績) 障害者虐待に係る通報・相談件数 平成29年度： 21件(うち、虐待と認定したもの1件) 平成28年度： 19件(うち、虐待と認定したもの1件) 平成27年度： 33件(うち、虐待と認定したもの4件)</p>

局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当、北部障害者支援課、南部障害者支援課	事業番号	1513
評価1	(CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか				
実施できた項目に	<input type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓				
を入れてください					
評価2	(CHECK) 数値目標				
目標項目					
目標・実績	目標値	達成年度	年度	29年度	30年度
実績の評価	<input type="checkbox"/>	達成している	<input type="checkbox"/>	下回った	備考
評価3	(CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容				
	男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について				
課題	(CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。				
	<p>障害者虐待防止法の認知度は、平成29年7月に実施したアンケート調査結果で12.8% (参考：平成26年3月 16.9%)と低い状況にあるため、周知・啓発が課題となっている。</p>				
今後の方向性	(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。				
	<p>障害者虐待の防止対策については、引き続き、「障害者虐待防止センター」において、OJTによる人材育成に努めるとともに、夜間・休日であっても緊急対応が円滑に行えるよう、支援機関との連携強化に取り組む。また、当該制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、これまでの取組に加え、指定事業所が参画するネットワーク会議で研修会を実施するなど、より効果的な方法を取り入れていく。</p>				

平成30年度【第3次尼崎市男女共同参画計画】実施状況調査票

局	健康福祉局	課	疾病対策課、障害福祉政策担当	事業番号	1514
事業概要 (PLAN)		評価1 (CHECK) 男女共同参画の視点で事業を実施できたか			
基本目標	1 男女の人権の尊重と暴力の根絶	実施できた項目に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事業の企画・立案・実施にあたり、男女共同参画の視点を取り入れているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的な性別役割分担にとらわれずに実施したか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者として男女双方を想定したか。また、双方にとって利用・参加しやすいよう配慮したか。 文章の表現・イラストについて男女共同参画に配慮しているか。 (その他の特記事項) ↓		
方針	5 障害者・高齢者福祉における配慮 重点方針		を入れてください		
施策の方向	1 障害者・高齢者の生活自立支援・人権擁護				
事業番号/事業名	1514 障害者(児)相談支援事業	評価2 (CHECK) 数値目標			
事業内容	障害者(児)の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。	目標項目			
30年度に向けた方向性 (PLAN)	【課題】 委託相談支援事業所における相談回数は年々増加傾向にあり、また、相談窓口の市民への認知も一定進んでいることから、今後も相談支援のニーズは高まっていくことが見込まれる。相談回数の増加に伴い、その内容も複雑化かつ専門化していることから、委託相談支援事業所については、障害福祉サービス以外の制度等も含めた知識の向上が必要となっている。平成29年度からは「基幹相談支援センター」の相談支援専門員も参画して研修等を実施するなど、事業所への支援に努めているが、各事業所においては業務繁忙や退職等もあり、相談員の人材確保やスキルアップが課題となっている。 【今後の方向性】 増加する相談件数への対応や利用計画の作成の促進に向けて、委託相談支援事業所の体制強化等について検討を進めていく。	目標・実績 目標値 <input type="checkbox"/> 達成している <input type="checkbox"/> 年度 29年度 30年度 実績の評価 <input type="checkbox"/> 達成している <input type="checkbox"/> 下回った 備考			
参考	関連する計画				
実施内容 (DO)	※例えば、実施したセミナーの内容や特徴的な事例、それについての所管課の考えや工夫している点など、事業内容をイメージしやすいようなるべく詳しく記載してください。				
30年度	別紙参照	評価3 (CHECK) 男女共同参画審議会による昨年度の指摘内容			
		男女共同参画審議会による指摘に対する対応等について			
		課題 (CHECK) ※実施内容に記載した内容をうけての課題を記載してください。			
前年	別紙参照	相談回数の増加や相談内容の複雑化・専門化に対応するため、委託相談支援事業所においては、相談員の人材確保やスキルアップが課題となっている。また、令和元年10月に開設する子どもの育ち支援センターの取組等によって、発達に課題を抱える子どもの相談支援ニーズの高まりが想定されることや、高齢化に伴って親元からの自立等が増えていくことも想定されるため、それらへの的確な対応や支援が求められる。			
29年度		(ACTION) ※上記課題解決にむけての取組みの方向性を記載してください。			
		今後も高まる相談支援ニーズに対応するため、引き続き、委託相談事業所の連絡会を定期的に開催し、基幹相談支援センターの相談支援専門員がより効果的な研修等を企画・実施するなどして、相談員の知識や支援力の向上に取り組む。また、子どもの育ち支援センターとも連携を密に図りながら、発達に課題を抱える児童の切れ目のない支援に取り組むとともに、委託相談支援事業所等と本市の相談支援体制のあり方について共有を図ることで、一層の連携強化に繋げていく。			

33 別紙

1514 別紙

実施内容	
30 年度	<p>【障害者相談支援事業】 (実施概要) 委託相談支援事業所(6法人・7事業所)の延べ相談回数や当該事業所等における発達障害の人等の相談者数(平成30年度:223人)は、支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及等に伴い、近年高い水準で推移している。なお、一事業所だけでは対応が困難なケースについては、他の支援機関とも連携を図りながら、その対応や支援にあたった。また、委託相談支援事業所の連絡会を毎月開催し、事業所間の情報共有を図るとともに、基幹相談支援センターに配置した相談支援専門員が事例検討や研修等を企画・立案することで、相談員のスキルアップを図った。</p> <p>(支援内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・ 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) ・ 社会生活力を高めるための支援 ・ ピアカウンセリング(尼崎市身体障害者福祉センターに限る) ・ 権利擁護のために必要な援助 ・ 専門機関の紹介 ・ 尼崎市自立支援協議会の運営 <p>(主な実績)</p> <p>委託相談支援事業所における延べ相談回数 平成30年度: 20,780回(実人数1,421人: 18歳未満 589人、18歳以上65歳未満 783人、65歳以上 49人) 平成29年度: 20,313回(実人数1,592人: 18歳未満 554人、18歳以上65歳未満 988人、65歳以上 50人) 平成28年度: 19,020回(実人数1,348人: 18歳未満 370人、18歳以上65歳未満 924人、65歳以上 54人) 平成27年度: 17,826回(実人数1,311人: 18歳未満 378人、18歳以上65歳未満 884人、65歳以上 49人)</p>
前年 29 年度	<p>【障害者相談支援事業】 (実施概要) 障害者等の福祉に関する問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用など必要な支援に取り組むため、市の窓口対応のほか、社会福祉法人(6法人・7事業所)に委託し、相談支援事業を実施している。なお、委託相談支援事業所の延べ相談回数は、支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及により潜在していた相談支援ニーズが顕在化するなど、年々増加傾向にある。</p> <p>(支援内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・ 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) ・ 社会生活力を高めるための支援 ・ ピアカウンセリング(尼崎市身体障害者福祉センターに限る) ・ 権利擁護のために必要な援助 ・ 専門機関の紹介 ・ 尼崎市自立支援協議会の運営 ・ その他事業の実施に当たって必要な業務 <p>(主な実績)</p> <p>委託相談支援事業所における延べ相談回数 平成29年度: 20,313回(実人数1,592人: 18歳未満 554人、18歳以上65歳未満 988人、65歳以上 50人) 平成28年度: 19,020回(実人数1,348人: 18歳未満 370人、18歳以上65歳未満 924人、65歳以上 54人) 平成27年度: 17,826回(実人数1,311人: 18歳未満 378人、18歳以上65歳未満 884人、65歳以上 49人)</p>

33 別紙